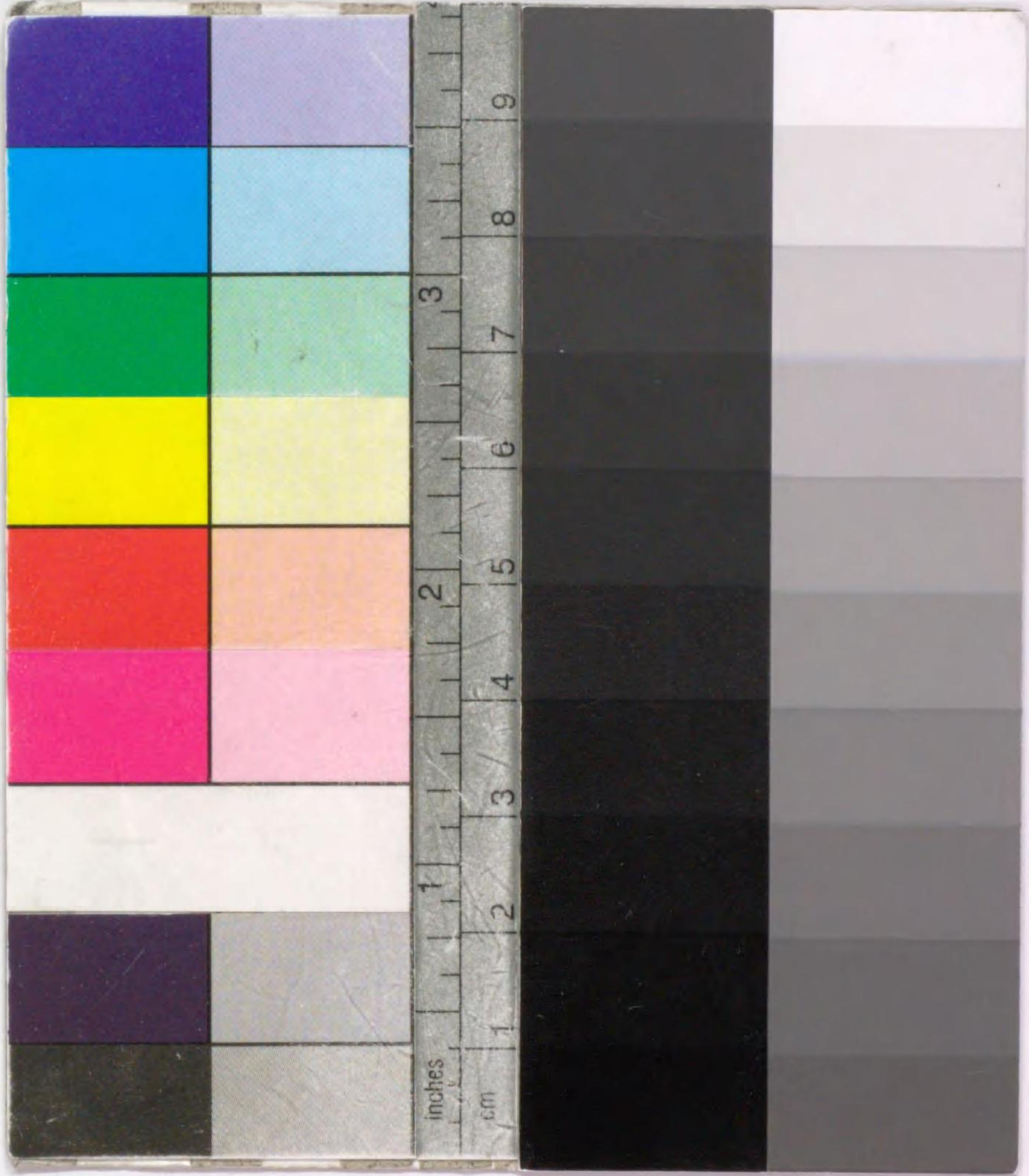


549
386

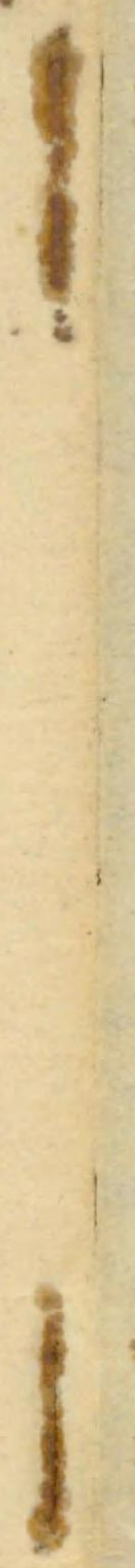
549-386-(2-3)
1200501507530

庫
記の島 離年名
卷 中
編會究研士郷岡靜



Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

凡例



549-386

凡 例

- 一、本書は、天保年中駿府町奉行たりし、加藤正行の著、なをりその記の卷の三、卷の四、卷の五の三冊を纏めて中巻とした
- 一、本書中、扉の文字及各卷の大小標題は、例に依つて何れも葵文庫本の文字をその儘使用した
- 一、文中カッコ内の標題は、見易きやうに、特に編者の附したものである
- 一、巻頭の繪圖も、二葉とも葵文本に依つて複寫したものである、實は「御殿跡の圖」は卷の四清水御殿の文中に、又「御船藏跡の圖」も同卷、御關船藏の文中に挿入すべきであるが、便宜上巻頭に添付した
- 一、尙ほ「御船藏跡の圖」中、入江町御藏の左下の二列の家並中、下の家並の説明の二文字は特に之を削除した、讀者之を諒せよ

編

者



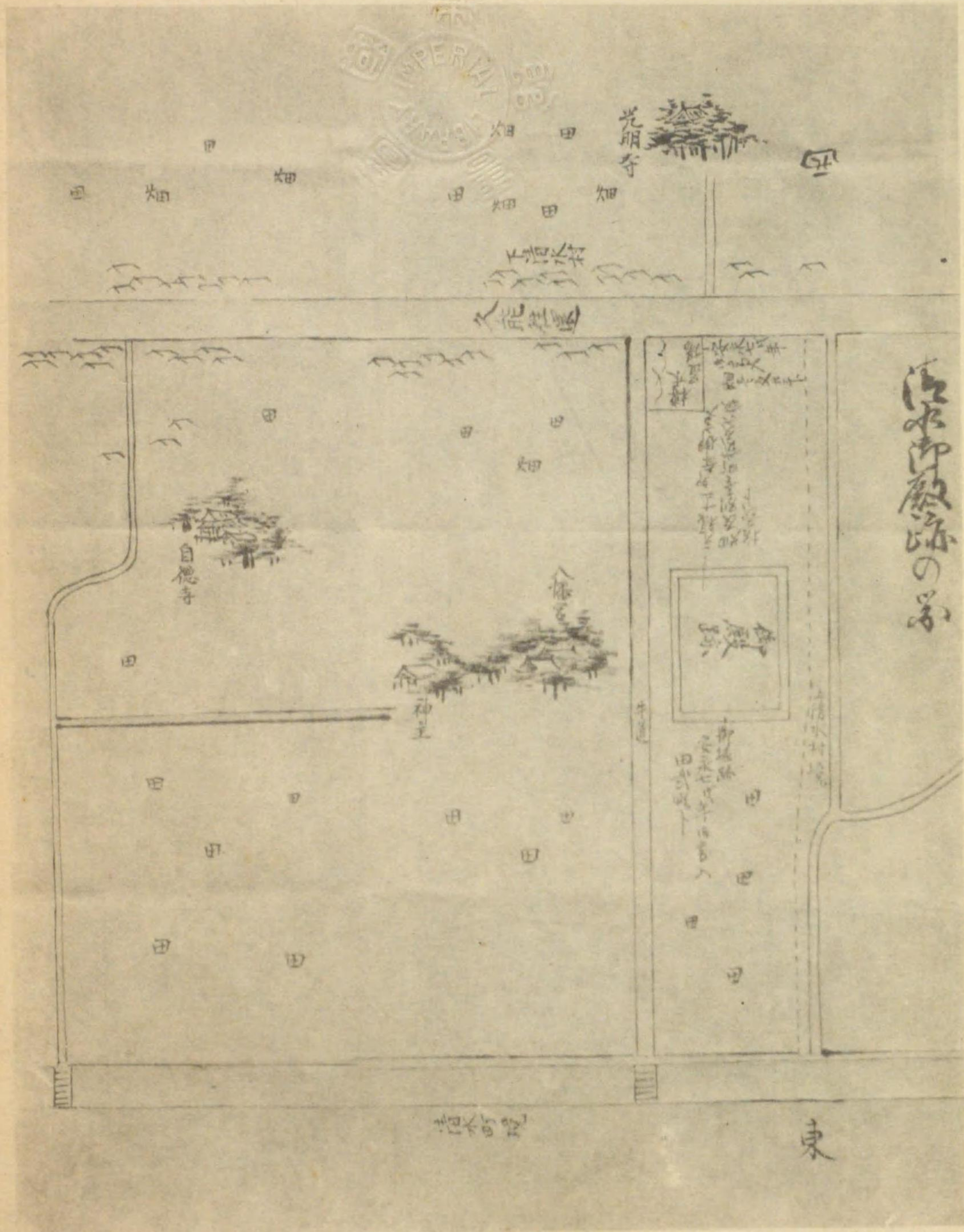
からむぎの記

中卷



森の山行





清水町の図

西

東

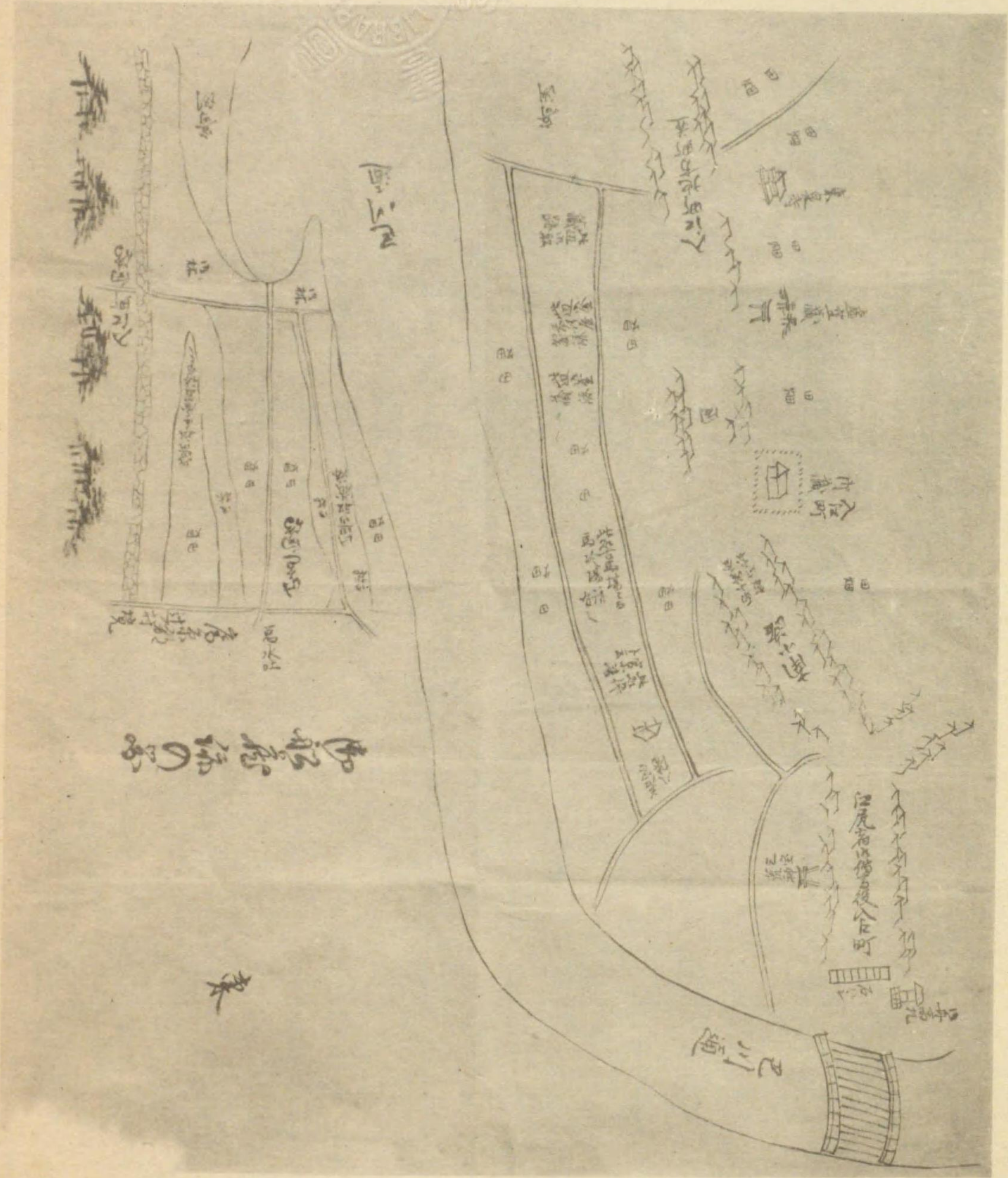
光明寺

久能窪

清水町

鐵道





東



名乎理曾の記目次

奈越り所農記卷之參

有 渡 郡.....一

久能山開基.....一

久能寺を移す.....二
(武田晴信築城の事)

家康の遺言.....四

家康の葬儀.....四
(東照大権現と宣命の事)

二荒山に改葬す.....八
(天海僧正の墓を掘る事)

久能山の概観.....八

古 坊 新 坊.....九
(久能朝臣古墳の事)

大井戸 小井戸.....一〇
(勘介井戸の事)

樓 門.....一〇

(家康が愛馬の事)

總合の鳥居……………二

五重の塔……………二

唐門と拜殿……………三

(三十六歌仙色紙の事)

本宮……………三

寶塔……………三

壯嚴足らす……………三

本地堂と御寶藏……………四

久能山御神寶之記……………四

久能の御金……………五

(おくる箱、おしろ箱の事)

御殿地……………二四

學頭……………二五

(勅兵衛寄附懷紙の事)

目代屋敷……………二七

藥園……………二七

廟守榊原氏……………二六

神領……………二六

年中行事……………二九

茶を離十の記卷之四

(社法の事並祭禮年中行事の事)

東照宮御奇瑞記……………三

燈籠卅五基の銘……………三九

有渡郡……………四七

清水御殿……………四九

(御殿地坪敷の事)

(江尻本郷出火の事)

貝島御殿……………五一

御關船藏……………五一

(有渡橋の事)

(和泉殿川出水の事)

(片桐市正大坂立退の事)

(御召船御供舟急造の事)

(御船巡檢の事)

(御船藏跡の事)

船の記録……………五五

(吉岡丸、鷲丸、御橋船の事)

御船手形……………六一

(御船藏間敷の事)

遊女町……………六四

家康と頼宣と清水……………六五

運永寺……………六七

（僧日持と養珠院殿の事）

（家康鶴千代に與へたる古文書十三通の事）

長源院……………七二

（是安禪師無慾の事）

（家康常賀に印籠を與ふる事）

愛宕權現……………七五

清水寺……………七五

（朝比奈丹波守の事）

（僧秀尊戰勝加持の事）

大慈悲院……………七七

本學寺……………七七

桃原寺……………七八

（御朱印焼失、雲札長老碑名除却の事）

（東源を桃原と改稱の事）

梅蔭寺……………七九

妙慶寺……………七九

海長寺……………七九

名遠利蘇の記卷之五

有渡郡……………八一

龍華寺……………八三

久能寺……………八四

（難波の陣戰勝祈願の事）

（駿府淺間神事の事）

（簿墨の笛と翁の面の事）

石藏院……………八五

（井出八郎右衛門、家康に殉死の事）

大正寺……………八六

（天庵和尚の事）

安養寺……………八七

（玄徹和尚の事）

（武田方の祝史等家康に見參の事）

誓願寺……………八八

柴屋寺……………八九

（文福茶釜の事）

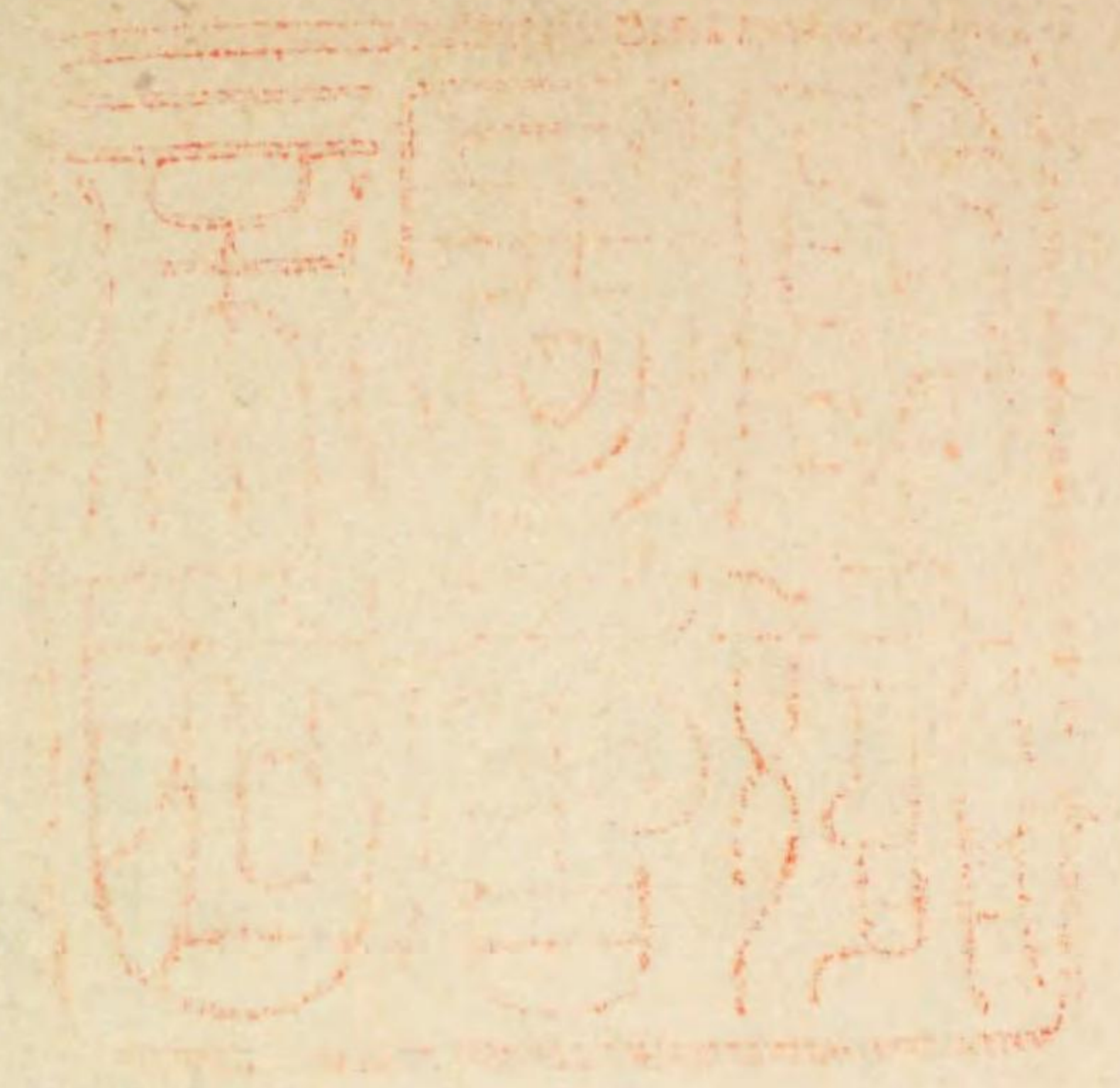
八幡神社……………八九

草薙神社……………九二

（しんこく手に入る事）

(駒ヶ原の秣献上の事) 九四
 (寶永の地震に社殿大破の事) 九四
 三保神社 九四
 (三保の鐘の事) 九四
 稻川主水 九六
 (彌五郎人質に養子の事) 九六
 宇津谷古關 九七
 (森縫殿助の子孫の事) 九七
 羽織屋 九八
 逆川の切石 九八
 御代官屋敷跡 九九
 小坂山 九九
 (朝鮮岩の事) 九九
 用宗古城趾 一〇〇
 (忠烈向井正重が事) 一〇〇
 御茶屋跡 一〇一
 (用宗新助が事) 一〇一
 駒繫ぎの松 一〇三
 (大納言短冊の事) 一〇三
 廣野の味知氏 一〇四
 (御袖の下柿の事) 一〇四

天坪の清泉 一〇六
 七ヶ條古文書十三通 一〇七
 有東の城山 一一一
 南安東の本郷 一一一
 (名主與兵衛が事) 一一一
 沓谷の常賀齋 一一三
 一里山新田 一一三



久能山の記

有渡那



久能山

有渡山 又鳥渡山

炊屋姫皇之御宇

久能山、元度渡山也、日本總國風土記第五十三曰

秦川勝之二男秦尊良之弟或尊良之子久能朝臣、信佛影拜千手觀音像 連夢念

此事、一老翁夢理示曰、汝欲拜正身之觀音像者、赴薦河國有渡山、可待一浦之風至、時晨枕

如見真老翁忽進杖履、不倍家僕、唯自己而赴、茲寄身禽獸之栖穴、專念正身謂見之事、松風

改更月落潮海之時、浦風陣々而成寂寥之思、不期着睡、往時之老翁再來、我是補陀落之僧也

今夜應汝望 虫食脱落 二十五字

ト云々、又元享釋書微考云

昔久能ト云獵人此山ニ鹿ヲ追テ入、奥山ニ至リテ正身ノ觀音ヲ拜セリ、夫ヨリ發心修行シテ此山ニ入、觀音ノ像ヲ安置ス

ト云々、又久能山古今覺書といへるに、久能此山にて閻浮檀金の長三寸余千手觀音の像を感得ありしかば、この山に堂宇を建立し、かの靈像を安置し奉り、十人餘りの法師等をして、供養せしが、或時久能觀音の靈告ありしとて、山號を補陀落山と稱へ、寺を久能寺と名づけしとぞ、其後三十余年を経て、養老年中行基菩薩この山の楠の木をきり、その一木にして千手觀音の像を七鉢刻みしが、その中の一鉢のはらごもりに、彼の千手の靈像を入れて、この寺の本尊とせしよし、往昔は此寺三論法相などの宗旨にもやありけん、さたかならず、比叡山開闢の後は、この寺も台宗となりしにや、その頃よりの年中行事、朝暮の勤行なども皆台宗の法規なる由也

【久能寺を移す】

此山昔は平澤山につゞきて、寮舎三百六十坊、衆徒一千五百人、承仕五百口ありし由をいへり衆徒一千五百坊、承仕五百口といへる、まことしかられど、長明が道の記に三百余宇の禪坊軒を並ぶさ書けるを見れば、さもあるべき由を新風土記に書けり今なを堂塔伽藍の礎、平澤山の叢の中にありといふ、然るに嘉祿年中に、佛閣神社僧坊も悉く同祿す、それよりして一山の繁榮や、衰へ、宗旨もいつしか眞言となり、いかなる僧の住みたりしか、それさへ知れずなりたりしが、永祿十一年に、武田晴信入道、菴原彌兵衛にあない

させて、この處に來り、久能寺の僧徒を追出し、寺を本郡矢部の郷なる妙音寺の寺屋敷寺屋敷といへる事、いかなる事か知られど、久能山といふに移し、馬場美濃、山懸三郎兵衛の兩士をして、覺書に、寺屋敷とあるま、にかく記す也久能山に繩張てふことをなさしめ、終に城となし、城代には今福淨閑同丹波を置り、然るに勝頼の没落せしかば、此城も落たりしとぞ、新風土記曰

俚傳ノ傳ニ、今福丹波此城ヲ開テ、同郡村松村ニ退去シ、主從七人村松村ニテ死シテ、其所ニ葬ル、後其靈タ、リチナスコトアリ、村民是ヲ恐テ、七鉢菩薩ト稱シテ是ヲ祭ルト云トイヘリ

斯て神祖御異父弟なりける松平源三郎勝俊勝俊永祿年中甲州より歸る時、道すがら雪やけこに、駿河の久能の城を賜ひし由、後また天正十八年神祖江府の御城に移らせ玉ひて、此國中村式部少輔一氏の守護となりしが、久能山は要害の地なればとて、守りを置たりしとぞ、斯て後慶長五年の秋、松下右兵衛吉綱に久能の城を賜ひ、一萬六千石を領すとぞ、又清水記ニ曰

右大臣家康公駿府城ヲ築立作ラセ玉フ年ヨリ、久能山ハ堅固ノ名山ナリトテ、本多上野介正張張(編者曰く正純か)ヲ遣ハサル、此節妙音寺觀音の衆徒正行按ルニ妙音寺觀音ノ衆徒トイヘル、則前武田晴信カ爲ニ追レシ、久能寺ノ衆徒徒チイフ 駿府要害ノ久能山エ奉安置度旨相願、家康公上意ニ、駿府要害ノ久能山ナレハ、外

ナルヘシ 地ヲ願フヘシト被仰付、一山ノ衆徒打寄妙音寺ノ近所ヲ願フニ依テ、則久能寺ト改サセ玉フ 正行曰、妙音寺チ久能寺ト改メサセ玉フ也、是 其後久能寺エ御朱印ヲ下サレ、上野介久能山ヲヨリシテ妙音寺ハ名ノミトナリ、寺ハナキナリ

巡見シ、重テ本多佐渡守承テ久能山ニ参リ、所々改メ城山トナス
ト云々、又新風土記ニ曰

榊原氏ノ系譜ニ、七郎右衛門清政、慶長十二年此城ヲ預ケ玉フトアルハ、駿府ノ城主内藤信成ヲ近江國長濱ニウツサレテ、再ビ府城ヲ神祖ノ御居城トナリシ時ノ事ナリ、又榊原系譜ニ此年五月清政死、子息清久ヲ此城ニ居シム、未家督ハ不被仰付トイヘリ、再案スルニ、武徳編年集成ニ慶長十一年三月今春榊原七郎右衛門清政ヲ館林ヨリ召テ、駿河久能ヲ守ラシメ、三千石ヲ賜フ、當城ハ去ル慶長六年已以來、大久保彌三郎忠政累代忠勤アルヲ以、輕卒ヲ預ケ守ラシムトモミエタリト云々

【家康の遺言】

抑元和二年の正月廿日あまり、神祖やまふの床に臥し玉ひしが、日にまし月にましてや、重らせ玉ひしかば、榊原内記を召れて、御遺言のありけるは、われみまかりなば、なきがらを久能山に葬るべしとの仰ありこの時の御遺言の事猶末に出す御奇瑞記に委し同じき四月十七日、神祖薨じ玉ふ、新風土記、榊原氏の系譜を引て、同じき廿五日將軍家久能御社参あり、時に内記が宅にわたらせ玉ひ、内記に千石を加へ賜ひ、都合千八百石を領せしめ、はた御神領三千石を支配なさしむるよしいへり正行按ずるに、神祖の御遺體を久能山へ葬り奉りしは、本月廿七日の事也、然るに廿五日御社参といへるいぶかしき事也

【家康の葬儀】

かくて幸徳井三位、豫じめ御葬地をトし、勘文を奉り、榊原内記葬事を

奉じ、酒井阿波守、水野日向守の二人、物主として同じき廿七日御遺骸をこの山に葬り奉る、
此山神祖の御廟所となりしよ、此所の城は廢すといふ その時の御行列の次第、左に記せり

- 侍烏帽子素袍袴 旗 土方 小十郎 同 大久保新八郎
- 旗 一柳治左衛門 同 戟 同 土屋六左衛門
- 御弓持 同 同 植村與三左衛門 同 同 柳川奎左衛門
- 同 同 同 同 同 同 同 同

- 御鎧 一縮 雑色四人 一具 雑色四人
- 久貝因幡守 御劍 本多甲斐守
- 白丁三人 白丁三人
- 各着金地半臂 各着金地半臂

- 馬丁六人 御馬副等同
- 居飼四人 同
- 黒鹿毛 侍烏帽子素袍袴 同
- 御馬 今林與五衛門 御馬 鼠色 同
- 舍人四人 同 桑島三右衛門

御馬宿栗毛 御馬副同上
 同 西川六左衛門
 侍烏帽子素袍袴
 東條主計
 松平賴母
 細井三郎右衛門
 大久保十兵衛
 井戸新兵衛
 御同朋 養阿彌
 御同朋 作阿彌

布衣 石川兵庫 酒井左衛門尉 導師 吉田二位
 綱頭 阿部對馬守
 同 關左門 本多出雲守 導師 幸徳井三位

布衣 蒔田權兵衛 束帶 松平紀伊守 柳原内記 小出帶刀
 持御香爐 奧丁二十四人
 同 伊達織部 同 松平豊後守 霧 靈 八方眞與
 持御守刀 酒井河内守 牧野内匠頭

御轅 庶差 源内府君 同 大澤民部大輔 東帶 松平豊前守 御持弓
 同 土井能登守 同 青山大藏少輔 東帶 松平出雲守 御持弓
 同 畠山主計頭

一五十張 侍烏子素袍袴 三枝五郎右衛門 鐵炮 五十張 同 菅沼茂左衛門
 同 東條三郎右衛門 鐵炮 五十張 同 日野十左衛門

衣布 中山頼母 御鎗 百筋 侍烏帽子素袍袴 曾根市兵衛
 御調度掛 御鎗 百筋 同 大久保八郎右衛門

東帶 安部攝津守
 同 安藤右京亮
 同 水野遠江守

同 同年の五月二日に、勅使菊亭大納言、中院大納言、駿府の御城にいたり、明るの日兩卿久能山の御廟に詣つとぞ、同じき三年の二月廿一日、謚して東照大權現と稱し奉るべきの宣命あり、勅使には萬里小路權大納言、着座の月卿雲客は、轉法輪右大臣、華出院内大臣、飛鳥井權大納言、日野權大納言、勸脩寺中納言、柳原中納言、烏丸宰相、葉室宰相、宣命使は五條の小

納言とぞ聞えたる、同じき廿五日には江府の御城にして、公卿殿上人に饗應をなし玉ふとぞ、同じき三月の九日に御贈位ありて正一位を賜ふ、勅使には中御門の中納言とぞ聞ゆ

【二荒山に改葬す】

同じき十五日、靈柩久能山を下させ玉ひ、同じ年の四月八日に、

二荒山に遷し奉る、此時天海僧正自ら歎を取て、み墓を掘る、其時僧正の歌に

あれはあれなきをはなきにするかなるくのなき神の宮うつしかな

(編者曰く、「くのなき」は「くのうのか」)

と詠るとぞ、同じき十四日に、神を假殿に遷し奉る、宣命使には阿野宰相實顯と聞ゆ、同じき十六日に又神を正殿に遷し奉る、こたひの宣命使には中御門宰相宣衡、奉幣使は清閑寺宰相共孝とぞ聞えたる、同じ年の五月五日に仰ありけるは、諸侯卿大夫等は交替共に二度久能山に至り、拜禮をなすべく、公卿はゆき、のついでをもて拜禮をなすべしとの御事なり、斯て此年より御靈屋をはしめ、堂舎悉く造營なさしめ玉ふ

【久能山概観】

抑當山は前に有渡濱の勝景ありて、打寄する波松風にたぐへておどろくしく後は谷深くして鳥ならではかけり難く、獸も足をたつべうもあらず、此御山のさかしき事、すべていふもさらなり、御山下の繪圍三十町ばかりにして、御山の高さ百二十間ばかりといふ、御坂十あまり七曲にして、外に登るべき小徑もなし、實に一夫險を守り、萬夫も越る

こと能はずとは、此御山をやいふならんと、新風土記にいへるもむべ、さこそはおもほゆれ、この御坂は御宮を經營の時、山路をひらき、石垣を築き、岨の方には石の瑞垣を作り、道の狭き所には石をもて棧道をつくり、石垣のつきめには鉛のちきりてふものをもてつなげり、御山下の馬とゞめより、一の御門まで二百四十六間はかりといふ町ニハ四町六間といふ一の御門より御宮まで三丁ばかり、御宮より御廟まで五十間ばかりといふ、一の御門梁間二間、桁行四間、上番所、下番所あり、梁間三間、桁行五間、何れも柿葺なりしが、寛政四年棧瓦葺となりしなり、はこの御山の總門にして、元和三年に經營し玉ふ所なり、榊原越中守が組子のもこのれを守る、此御門よりうちつかた、無用の者常は入ことを許さず、正月、四月五月、七月、九月の十七日には、諸人出入して參詣する事を免ぜり

【古坊新坊】

此御門の内に社僧八院あり、三明院、定智院、寶性院今茲宜院大壽院の四院は、

神祖の御遺命により置玉ひし所にて古坊と稱す寺領二十七石五斗、講料七俵二斗八升一合六勺二才此古坊には何れも神祖

の御畫像を藏せり、長延院、玉泉院、松岩院、林光院の四院は、家光公のおほん時、この御宮

を殊更に崇敬し玉ふの餘り、慶安元年の十二月より、學頭及び社僧四人を更に置玉ひ、夫より

社僧八人となし玉ひしとぞ、この四院は新坊と稱す寺領現米十九石二斗五升、講演料古坊に同じき也御宮拜禮の人々、ま

づ玉泉院に立寄、衣服をあらたむ、この院の後ろなる小高き所に、久能朝臣の古墳あり、近き

頃其處に小祠を建るといふ、昔の久能寺の餘波は、この墓のみといへり

【大井戸小井戸】

前にいふ定智院と寶性院との間なる徑の奥に、山本勘介の堀せしといふ井水あり、今人これを勘介井戸といへり、又玉泉院の傍に井水あり、久能覺書に、大井戸小井戸二ヶ所屋形あり、但し大井戸は權現様御在世の御時御見立にて御掘せ遊はされ候井戸也と云々、此大井戸といへる、今勘介井戸をもて大井戸ともいふ、然らば勘介が掘しといへるは附會の説にて、若くは神祖の掘せ玉へるにもあるべきか、又院號に玉泉を唱ふをもてみれば、玉泉院の傍なる井戸もしくは神祖の掘せ玉へるにもやあらんと思ふに、此井水勘介井戸にくらぶれば聊か大也、されど今は小井戸とよべり

【樓門】

又一の御門を入れて三十三間三尺町にして半三間三尺にして御樓門有梁間二間、桁行二間、三間、銅瓦也是も元和三年の御造營にて、東照大權現の額をかく、是なん後水尾天皇の宸翰ときこゆ、御樓門の表の方なる左り右りに、隨身の木像を置き、後ろの方には風神、雷神の像を置き、樓門を入れて右の方に、神祖御手接と稱する蜜柑樹あり、丹の玉垣をゆふ、後の方に辨財天、青面金剛相殿の小祠あり、正面一間一尺五寸、奥へ四尺、向拜四尺に六尺柿葺也正保三年の御造營也、此小祠にならびて、いとこ、やかなる社あり、祭神山王權現御造營の年月知れず、この社の右りなる、おくまりたる所に護摩堂あり梁間三間、桁行四間、前中三尺の椽あり、大瓦葺也御造營の年前の小祠に同じく正保三年也、此堂宮殿作り也、又左の方に禰宜番所あり梁間二間、桁行三間、四尺、屋根大瓦葺也御造營の年前に同じ、禰宜番所の傍に御厩あり梁間二間、桁行二間半、土

瓦葺元和三年の御造營なり、昔神祖世にいませし時、いみじうあはれがり玉ひたる御馬のありしを、神祖かくれさせ玉ひて後、この御厩に撃ぎしが、終にその御馬の死たりしかば、奥の院なる御寶塔の傍に埋み、この御厩には夫より木もて作れる白馬を撃ぐといふ、この御馬の事下に出す御奇瑞記に委し、又此傍に御手水屋あり、石の手洗盤は黒田信濃守直綱が献る所なり

【總合の鳥居】

夫より又石の階を登るに御鳥居あり高一丈七尺八寸總合の鳥居といふ、是も元和三年の御建立なりはじめは木もて作らしめたるが、寛永九年に石の鳥居になし玉ふ、然るに寶永四年の十月四日大地震の爲めに破碎せしかば、その年より唐銅の御花表なる也この道の左り右りに諸家より奉納せし石の燈籠あり銘文末右の方に鐘樓あり、二間四尺余銅瓦御經營の年御鳥居に同じ、新風土記に、此鐘樓は中將忠長卿の建立せられし所にて、其時の奉行は松平壹岐守、渡邊監物なりし由をいふ、鐘樓につゞきて又神樂所あり二間三間、桁行五間四尺余、正面中四尺余の椽あり、銅葺也是も鐘樓と同じき年の御經營なり

【五重の塔】

左りに五重の塔あり高サ十七間余二間半四方、四方に椽あり、銅瓦葺なり本尊には五智の如來を安置せりこの塔は寛永十一年家光公の京に上らせ玉ふ時、この御山に登らせ玉ひ、塔を建玉はんの御立願あり、松平豊前守に仰ありて、その年より造營ありしが、明る十二年の四月にその功をへたりといふ、塔の傍に御膳所あり二間三間、桁行五間、後に三間一尺の庇あり、前に中三尺の椽あり、銅瓦葺正保三年の御造營なり、この御膳所より御宮へ通ふ行廊ありて、御石間へつゞけり、前にいへる神樂所の傍に石の手洗盤

あり、又其傍に高野槇の木あり、あけの玉垣ゆひてゆるく敷見ゆれど、いかなる故とも傳説のなきよし

【唐門と拜殿】

夫より又石の階を登れば御唐門なり、瑞籬左り右りに廻る、すべて花鳥を彫つけ丹青を加ふ、御門の前左右に石の狗犬あり、元和三年の御造營なり、御樓門より御唐門まで三十三間三尺といふ町にして半町三間三尺御唐門を入れ、まのあたり御拜殿あり御正面中五間一尺、銅瓦葺也、三方に巾四尺余の御造營の年前に同じ、虹梁に鰐口を三所にかく、内には御長棹の上に三十六歌仙の額をかく、此あたり世になきまで金銀珠玉をちりばめたるにもあらねど、おほん威光のまはゆく覺えて、皆人自づから崇敬の心を生ぜり、御拜殿に續きて御石間あり御正面中三間一尺余、奥へ二間、此所に禰宜ども侍ふ也

【本宮】

夫より御本宮なり御正面三間三尺、奥へ三間一尺、銅御祭神三社、中央東照大權現宮御左山王權現、御右は摩訶羅神也、猶神秘ありといふ、御唐戸の前には幣を置き、御長棹に御正躰をかく、中は藥師如來、左は釋迦如來、右は彌陀如來なり、御神前には黒ぬりの階あり、御神前にして神樂奉幣などの事、古へより絶てなく、學頭、社僧等、顯教、密教、神道等の式法を執行ふよし也、又左の方なる廻廊の中程に闌あり、闌を出れば又御唐門あり御廟の御唐門を入て石の階を登るに石の御花表あり此御花表、表に寛永十八年辛巳四月十七日、當國田中城主從五位下水野監物源忠善さるり、裏に延寶七己未年四月十七日、

三州岡崎城主從五位下水野右衛門大夫源忠善再興焉と刻付てあり

此邊にも諸家より奉る石の燈臺あり銘文末に記す

【寶塔】

石の階を登りて五十間程行に、御寶塔有八尺四方、高サ一丈六尺余、高サ一間に六間四方の石垣の上に御寶塔建、總廻り石の高欄也

元和三年の御造營の時、檜皮葺の御廟を建られしが、寛永十八年に石の御寶塔になし玉ひしよし也、御寶塔の前に石の燈臺二つ唐銅の御燈籠一つあり、御左りの方に石の手洗盤あり、御右の方に菩提樹あり、御左の後の隅にいさ、かゆひたる垣有、是や前にいへる神祖の秘藏なし玉ひし御馬の死ける時埋めたる所也と云、又一説昔檜皮葺の御廟なりし時の千木加棟木を埋めし所ともいひ、又本多佐渡守を埋しともいへり、何れか是なる事を知らず

【壯嚴足らず】

御廟御經營の事、駿河みやげといふ書に

權現様駿府に御座なされ候節、御不例の砌板倉内膳正へ御身後の事どもをも仰出候とて、我等廟所を將軍より申付らるゝに於ては、始祖の廟なればとの儀を以、定て作事を結構に申付べく候得共、夫は無用の事に候、我等子孫に至りて、代々共に始祖の廟に増らぬ様にと有勘辨にもこれある間、其心得を以、輕き宮居にいたし置れ候様にとの上意にて、御他界以後、江戸に於て將軍様へ其段内膳止申上られ候處に、御尤なる仰にはこれあり候へ共、餘りに輕き御宮居と有はいかゞなれば、大概結構なる御宮居と相見え候ごとく御普請掛りの衆中へ申談候様にと仰出さると云々

やつがれ畏くも御宮の作りさまを仰き見るに、貴にきよらに見ゆれど、なを止事無始祖の御廟には、御装嚴のたらはぬやう覺え侍る、然らば駿河土産の説のごとく、いととうとき神慮にまかせ玉ひしにやと覺えて、装嚴を盡したるよりも、いみじうめでたくとうとさのまさる心地して仰ぎ見る毎に思はず袖を濡し侍る、この御宮を仰ぎ見たる人の、いみじう美を盡し玉ひたる由をいひ、あるは筆にも、さ書るは淺ましく、鄙ひ心にはあらずや、かゝる御装嚴もうへには何ばかりの事にかはあるべき、畏き事なれど、神祖の御心をおしけり奉れば、御神寶杯も見る毎に感涙のこぼれざるはなき也

【本地堂】

又御宮の左りの方なる廻廊を出れば御本地堂あり 三間一尺七寸四方、巾四尺余の椽あり、前向拜あり、銅瓦葺なり 本尊藥師如來、脇師釋迦如來、阿彌陀如來及び十二神將を安置す、是も元和三年造營し王ふ所なり、御本地堂の前に荒神をまつれる小祠あり 四尺五寸四方、三尺四寸の向拜あり、最初正保四年柿葺なりしか、寛政四年土瓦葺なる也 御建立といふ、此小祠の傍に御寶藏あり 梁間三間一尺餘、桁行五間四尺餘、元和三三年の御造營なり、正面巾四尺餘の椽あり、銅瓦葺なり 新風土記には忠長卿の加功ありて建る所にして、松平壹岐守、渡邊監物奉行たりしよしをいふ、此御藏及び御内陣にひめ置所の御神寶、久能山御神寶之記と云に委し、則左に記す

久能山御神寶之記

久能山御神寶並御道具目錄

御在世御道具覺

一、御腰物

三池長二尺三寸三分、幅一寸二分余、無銘
中心ニ妙純持ソハヤノツルキウツスナリト
アリ、御目貫銀ノ波ニ赤銅ノ川鳥、御縁並
御鐔赤銅無地、御小柄赤銅金龍對ノ御筭、
御小刀宣長七郎、御拵金御鞘黒塗、三池御
腰物於當山、御神躰御同意奉尊崇御事御座
候

一腰

一、御小脇指

貞宗、無銘長一尺一寸九分、御目貫金獅子
御小柄金龍、御小刀政常、御拵金御鞘黒塗
錦ノ御袋入

一腰

此御劍、表の方梵字、裏に樋二筋あり、御柄出
し鮫黒塗、御縁赤銅無地、御頭角、御小柄柄枝
共無銘

一、御小サ刀

行光、無銘長一尺七寸六分、御目貫牽牛織
女金、御小柄赤銅銀ノ浪ニ金ノ紅葉川鳥對
ノ御筭、御拵赤銅銀ノ水ニ金御紋御鞘黒塗
御小刀無銘

此御劍、御縁頭共赤銅、御小柄筭共銘なし、御
小柄筭の類總て作物なし、思ふべき事ならずや
黒塗篋筒御紋並桐蒔繪有

此御篋筒は御刀篋筒にして、左右に御重箱やう
のもの一つ宛ありて、いさおかしき作りざまな

此御劍身に樋一筋あり、中心御指表の方、妙純
傳持ソハヤノツルキニ行に彫付く、裏にウツ
ナスリさあり、御柄黒皮、御頭角御鮫黒塗、御
鈕二重上金下銀也、御接葉金、御小柄無銘、正
行案するに、此御劍の事あまねく人の知る如
く、神祖薨じ玉ふ前つ方、仰によりて罪人を切
しめられしが其後れたはなもあはせざれば、か
の罪人をきりし時に、小石に切込たる跡なりさ
いふを見るに、正しく小石の跡さも見えず、恐

る物也、御重箱やうの物の内に、御柄ハライ、打粉、寒酒の紙、すべて御拭の料入なり、前に記す御劍の類皆此内に入れて御内陣に秘置さいふ

一、御長刀

二振

一振ハ長二尺九分、靜長刀ト申傳候、一振ハ長一尺七寸一分國宗、御拵赤銅金紋御鰐赤銅

御鞘梨地御紋ちらし

一、御鎗

二筋

長吉、御拵赤銅金御紋 御鞘黒塗

一、御具足

一領

御胴縫延黒塗糸ニコン、御籠手筒黒塗、御佩楯黒塗、御臈當筒黒塗

一、御甲

一劔

黒塗鞆付、マヒサシ共ニ朱、此外黒塗、御立物齒朶金シカミワヌケ有、御面頬黒塗白鬚

一、鐵炮

二挺

一挺ハハガネ、一挺ハ南蠻鐵、臺花繪末、

御金具四分一、御袋筒藥入一、口藥入二、

火繩二筋、間繩一筋

此外棚枝二、内一つは竹大御玉袋一つ、御玉入小御玉袋五つ、内一つ御玉入、大銃卵一つ是□□□ス、御鐵炮箱の内に入り、御鐵炮袋もありしこみゆれど、みな朽て無がこし、前に云筒藥入□の内、一つは鮫なり、二つは水牛の如きものなり

一、御位記

一箱

官符官宣六十二通、宣旨二十通、口宣二十通、官符二通、宣旨一通、位記十三卷、宣命十二通

一、御編笠

一

一、御茶壺

二

一ハ九右衛門壺、底ニ御判並後までがわらす有之候

九右衛門壺ノ御花押及び後マテカワラスノ七字、神祖ノ御眞跡トイヒ傳フ、予カ眼ニハほまれかわらすも見ゆるやう也

一、御懸物

三幅

一幅ハ唐畫絹地繪様、岩ニ鷲、下ニ猿一幅ハ唐紙ニシテ間居清翫ノ四文字、古鄴山人書トアリ

一、御見臺 但桑

一

一、御硯箱

一

黒柿木地、御水入、御筆墨アリ

御硯赤間石ナド様ノ石ニテ、厚サ四分程、少シ長キ方形ナリ、墨ヲスルベキ所瓜ノ形ニテ薄青キ石也、御水滴横長ニシテ、銀ノヤキツケ様ノモノナリ、御水滴ノ蓋瓜ノ葉ノ形、御硯箱横ニ御引出シアリ、此内ニ御筆四本アリ、其外御墨アリ、此御墨漆ニテ塗タルモノトミユ、表翰林風月ノ文字アリ、又鶴ノ羽莖ノ中ニ針ノ太ク長キ様ナルモノアリ、又黄御墨一アリ、御硯箱黒柿ニテ、イト籠ナルモノナリ、又此御筆墨、神祖ノ御在世ノ御時御遺ヒ残りノ品ナリト社僧等ノイヘリ、ムベサモアルベク、御筆ハ墨ヲ點シ玉ヒ、御墨ハスリ玉ヒタルアトアリ、殊ニ御墨ハ上下トモスリ玉ヒシトミユ、是ラニテモ神祖ノカ、ハリ玉ハメ御氣色ハ見ユル心地ノスルナリ

一、御硯箱

一

蒔繪、但蓋ナシ、御水入筆墨

御硯方ニシテ少シ長シ、御筆四本、内二本ハ軸

一、御團扇

二本

二本共シフノ御ウチハナリ

一、御卓 桑ノ本地

一脚

此一幅横物ナリ、又一幅ハ人丸ノ像上ニ梅アリ地絹筆者知ス、古畫ナリ、表装ノ裏ニ天正十戊十二月廿一日弘盛ニ與之息齋(本ノマ、)トアリ、誰人ノ書トモ知ス

一、御木刀

二本

一、父母恩重經

一卷

一、和劑局方

六册

新風土記曰、道雄案ルニ、神祖初ヨリ孤トナリ玉ヒ、仕フヘキ父母マシマサネバ、終身此經ヲ讀誦シテ父母ノ恩ノ大ナルヲ賛シ玉ヒ、士ヲ愛スルノ御心ヨリ、仁術タル醫事ニ心ヲヨセ賜ヒテ、病ルモノ又ハ手負タルモノニ手自藥ヲ賜ハリシコト軍記ニ見ユ、又神祖御袖藥又御傳方ナト、イフ妙藥諸家ニ傳フ、此二事ヲ以テ考フルニ、仁ト孝トノ二ツヲ以テ身ニ行ヒ賜フノ證據歴然タリ、今萬世太平ノ基ヲ開、不測ノ神トナリテ此御宮ニ鎮座マシマスモ、オホロケノコトニアラス、穴賢々々ト云々

竹、二本ハ糸ニテ巻タルナリ、御水滴是モ銀ノヤキツケ様ノモノナリ、御墨前ニ同シク、表ニ首陽玄精ノ文字、裏ニ雲龍ノ形アリ、御石筆一御楊枝一、此御硯箱ノ内ニアリ、何レモ神祖ノ御手ヲフレ玉ヒシ御品ナリ、御硯箱蒔繪芭蕉、蓋ハ古ヘヨリナキ由社僧等ノイヘリ、然ラバ蓋ノ損失セシマ、ニ用ヒ玉ヒシニヤ、御質素ノ御事有難キ事ナラズヤ

一、御書棚 梨地

一、御香具箱

梨地内ニ小箱三、蒔繪御櫛十二、御日器二有

小箱三ノ内、蓋ニ一ツハ假名ニテあうる一ツハたきもの、一ツハまんのうト金ニテ書付アリ、御眼鏡二、御用ヒニハナキ御品ト見エタリ、御櫛モ同シ、小箱ノ蒔繪鷺、縁ニ雨龍ノカタアリ御櫛モ蒔繪ナリ、此外銀ノ御香箸一膳、象牙御茶酌一本、此御箱ノ内ニアリ

一、御伽羅 無銘

一枚ハ堆朱彫物ナリ

一枚ハグリ彫物

一、堆朱調香合

獅子之御阜香炉 金紫銅

一、青磁御香炉

唐金御花生

一、建蓋御天目

梨地御蓋茶碗 菊桐ノ御紋蒔繪

此御茶碗ハ、神祖御遠例の時、禁裏ヨリマイラセ玉ヒシ御藥茶碗ナリト云

一、染付御茶碗

御漱茶碗ナトニモアルベク見ユ

一、青磁御薄茶々碗

御手拭掛 銀御紋

一、御腰物掛

黒塗御紋蒔繪

一、銀御耳盃

御紋有

大ノ方御紋上リ藤ノ丸、何レヨリカ參ラセシモノニモアルベシ、小ノ方ハ葵御紋ナリ

一、御脇息

御紋 桑木地、足

一、御時斗

御小刀

埋忠作、此外ニ御小刀一刀アリ、祖十代信國ト

鏡アリ

一、御 鏡

一、御唐 鏡

一、御藥 刀

御藥刀劍形ニシテ、真中ニ種アリ、極ノ中金象眼、御柄象牙、御鞘波蒔繪

一、青磁御藥鉢

御藥鉢所々ツキタル所アリ、内栗色塗

一、御藥種

一本青磁、一本水精

一、金之御藥匙

此外前ニ記ス銀ノ御香箸、御耳盃、御手拭掛ノ他金銀ノ御調度ナシ、神祖ノ奢侈チナシ玉ハザル是等ニモ見ルベキコトナリ

一、御粉藥壺

唐物トハ見エス、一ハ白、二ハ青、内一ツ紙ノ札ニチンヒト書付タル壺ノ口ニ結付アリ、白キ壺ノ内ニ粉藥アリ、藥品知レス

一、御手 炉

上覆桐木様ノモノニテ、シユンケイニ塗タルモノナリ、最粗ナルモノナリ、内ナ唐銅ニテハリ又ソノ内ニ火ノ入所トミエテ唐銅ノ筒アリ、神

祖ノ御心ヲ用ヒ玉フ所思フベキニヤ

一、御町 鏡

一、御 杖

一ハ桑ニテ、シユモクノ所天造ナリ、一ハ棕桐竹ヲ塗リテ御紋チカキタルモノナリ

一、籠之御炭斗

一、御屏風

一、御 鞍

一、御馬衣

一、御馬蒲團

一、御蓆籠

一、御長持

一、御 鞍

一、御馬衣

一、御馬蒲團

一、御蓆籠

一、御長持

一、御 鞍

一、御馬衣

一、御馬蒲團

一、御蓆籠

一、御長持

二黒塗桐蒔繪、二梨地菊ノ蒔繪
右之御道具共人之

一、御駕籠

一ハ山駕籠ナリ、難波ノ御陣ノ時、神祖コノ山
駕籠ニ召サレシガ、其時鳥銃ノアタリシトテ今
ニ其アトアリ、一ハ網代ニテ戸打上ナリ、形山
駕籠ニ似テ粗ナルモノナリ

- 一、冬ノ御袍 黒
- 一、同 白
- 一、同 裾 黒
- 一、同 袍 黒
- 一、夏御袍 白
- 一、同御下襲 赤
- 一、同 裾 赤
- 一、同御下襲 白
- 一、御袍 三ツハ黒、一ツハ淺黄 四
- 一、御はひ 水色精好
- 一、御狩衣 紅精好
- 一、御大口 桔梗色
- 一、御直垂袴 桔梗色

- 一、御刺貫 淺黄 三
- 一、御表袴 白 一
- 一、御腰帶 一ハ白、一ハ黒、一ハ淺黄 三
- 一、縮緬御道服 黒 一
- 一、襦 忘 黒 一
- 一、錦御襪 白 一
- 右十九品一櫃入
- 一、御冠 梨地、御冠桶入 一
- 一、同 櫻 桐ノ箱入 一
- 一、御笏 青貝箱入 二本
- 一、檜扇 同 一
- 一、御石帶 蒔繪之箱入 二筋
- 右五品一櫃入

右之分御在世之御道具ニテ御座候

- 一、雌雄御太刀 銘ナシ 二振
- 一、御手籠 御小道具有 二
- 一御小刀山城國住藤原信吉 一對二ノ内一ハ左
リ双ナリ、一御爽剪同作、一御毛拔二、一小々
ラヒ蒔繪
- 一、御唐櫃 梨地唐織之覆有 三

- 一、御冠 梨地御冠桶ニ入 一
- 一、同 櫻 梨地箱入 一
- 一、綾御神衣 二ハ御綿入、二ハ御袷 四
- 一、冬御袍 一
- 一、同御下襲 一
- 一、同 御袴 一
- 一、御刺貫 一
- 一、同 裾 一
- 一、夏御袍 一
- 一、同御下襲 一
- 一、同御袴 一
- 一、同腰帶 二筋
- 一、御石帶 梨地箱入 一
- 一、御笏 一本
- 一、御檜扇 一本
- 一、御拍子 一對
- 一、御裾掛 一本
- 一、御宿居物 二領
- 一、御枕 二箇
- 一、御褥 二枚

- 一、御薙 薙 一足
- 一、御草鞋 一足
- 一、御鼻高 一足
- 一、御柳筥 三
- 此品々御唐櫃三ノ内ニ有 一振
- 一、御太刀 一振
- 眞恒長二尺九寸六分有、御拵金赤銅御鞘桐
ノ蒔繪、御箱黒塗蒔繪御紋、台徳院様御献
上被遊候由申傳候
- 一、御太刀 一振
- 雲次長二尺四寸五分、錦御袋入、御拵金赤
銅、御鞘蒔繪御紋並桐、寛永十一戊年、大
猷院様御社參之節御献上 此御太刀正宗ノ御太
由言傳フト社
僧等ノイヘリ
- 一、御弓 一

重藤、御弓師近藤久兵衛、御弓屋栗村藤四
郎、御鞆、御鞆、御根矢共、錦御袋入、是
ハ殿有院様御抱瘡之砌、南龍院様ヨリ被進

候ヲ、寛文二壬寅年嚴有院様ヨリ當御宮エ
御献上被遊候由申傳候

一、御太刀

一振

法城寺但馬守國正、寶永元甲申年御宮御造

替御遷宮之節、常憲院様御献上被遊候

右之分被指上候御神寶御道具ニテ御座候

一、御歌仙 後水尾院勅翰 御拜殿ニ有卅六枚

一、御額 後水尾院勅翰 御樓門ニ有 一枚

右之二品何レノ節何方ヨリ御献上候哉其譯
相知不申候

右ハ從古來御内陣御寶藏ニ相納候

御神寶御道具之品不殘書付差上申候、右之

内三池御腰物ハ別而大切成御道具ニ而御座

候、其外ハ何れの品御大切と申儀は相知不

申候、且又右御道具品々最初よりの譯、細

ニハ相知不申候間、從古來申傳又ハ書記有

之分は書付申候

享保二丁酉年正月

一、御判物 箱ニ入

台徳院様一通、大猷院様一通、嚴有院様二

通、常憲院様一通 此後御代々様
御判物アリ 御目一通

御下知狀二通 一通寛文四年九月十七日
一通延寶二年七月十七日 仰出書

付一通 此外御神領御
判物一通アリ

一、御太刀

一振

城州國行長二尺四寸八分、淺黃地金襴之袋

ニ入、有徳院様吉宗公御代替爲御名代堀川

兵部大輔被差遣候節御献上被遊候

一、御太刀 國宗 有徳院様御献上

一、御太刀 末守 惇信院様御献上

一、御太刀 守家

明和二乙酉年御遷宮之節、當公方様家治公

御献上と云々

この記の外に綱吉公より奉り玉ふ御太刀國正一振、家治公より奉り玉ふ御太刀安則一振、家齊
公奉り玉ふ御太刀一振ハ忠廣之作
一振ハ國宗之作二振あり

【久能の御金】

又彼の記に漏したるおしろ箱、おしろ箱とて鄙賤の者のとり扱ふ錢箱様
の物四つ五つあり おしろ箱さいふは漆にて塗たる也
おしろ箱さいふは木地なり 社僧等のいへるに、是なん黄金の入り箱なり

しとぞ、駿河土産に

權現様駿府へ御引移り遊ばされ候ては、尙更御費ケ間敷儀は一圓遊ばされず、万事御手輕き
儀ともに御座なされ候を以て、御隠居遊ばされ候御貯金出來候由、其内を以て尾張殿、紀伊
殿へ三十万兩宛、水戸殿へ十万兩御遺物金として進せられ、残て三十万兩これ有候處に、大
納言忠長卿駿河御拜領なされ候節、右の御金の儀も定て城付にと仰出さるべき哉と諸人積り
の外仰渡されも御座なく候故、御宮地の内に御金藏出來候て、御金引移有之候を、世上にて
久能の御金と申て、大分の様に申觸候得共、只三十万兩ならでは無御座候となり、其後尾張
殿江戸上屋敷自火にて焼失に付普請料の由にて十万兩、紀伊殿へ和歌山城普請の節十万兩、
水戸殿へ三万兩、右の通拜借被仰付候下と云々

前にいへるおしろ箱、おしろ箱といふは、右にいへる黄金の入たる箱にもあるべきか、駿河み
やげの説の如きは、猶黄金七万兩久能山の御藏にあるべきに、いかゞなりしや今黄金の類は絶

てなし、但し久能山御用金を、寛永二十年江府の御金奉行へ渡したる時の請取書てふもの、今
 榊原家にあり、この御用金といへる恐らくは前にいへる久能の御金と稱せし黄金の残りにもあ
 るべきかこの請取書事長
 記さず

【御殿地】

又御膳所の後ろの方に山路あり、そを登ること百五十間町ニシテ
 二丁半にして愛宕の

社あり

二間四方正面榊原傍に稻荷の小社あり 四尺二寸四方、巾四尺、奥へ三尺の向拜あり、此二社、
 初めは榊原なりしが、寛政四年より土瓦なる

正保三年に補理し玉ふ所なり、愛宕の社に詣づる山口の傍に御物置藏といふあり 梁間三間二尺、
 桁行八間、土

瓦葺この御藏は神祖の世にいませし時、仰ありて補理せし所といへり 此御藏の向ひに禰宜食

所あり、夫につゞきて御薪屋、御春屋あり 梁間三間桁行七間なり、後の方に一
 間通の庇有て、前に巾三尺の椽あり

梁間四間桁行七間、四方に 此あたりみな正保三年の御補理也 御供所の傍に土器谷と唱へる所あ

り、神供をもちたる土器のおろしをすつる所なりといへり、又この御供所の後なる石の階を下

るに溜池あり、非常の備なるべし、又いさ、か下の方に御供水あり 深さ八
 丈四尺 此井水は元祿十七年

堀たる由也、これより西に當り奥まりたる所に御殿地といふ所あり、いつの比に御殿の有しか

今さだかならず、然れどもさる事ありしや、こゝにも又溜池あり、且昔榊原家此所に住居せ

しといふ、然らば前にいへる如く、元和二年四月廿五日に、將軍家榊原が家に立寄せ玉ひし

などいへば、その比此あたりに御殿を設けしにもあるべきか、今は御宮修理ある時、此所作事

の小屋を建るといへり

【學頭】

また學頭德音院は御坂の麓にあり 寺領八十二石五斗なり、一山の學頭にして、別當
 と稱し、權大僧都、或大僧都に昇進するなり

正保三年に本多越前守に加功の仰ありて、この院を補理すとぞ、奉行は久世大和守とぞ聞ゆ、

此院の客殿に、台徳院殿、大猷院殿の尊牌を安置せり、又此院の後なる山のなかばに御殿あと

、稱する所あり、元和、寛永の頃秀忠公及び家光公此御宮に詣てさせ玉ひし時、行殿を建玉ひ

し所といふ、今その御舊地に、當時のものとは見えねど、御茶屋と稱する小室あり、將軍家の

此御社に詣て玉ひて、よみ玉へられしおはん歌とて、林羅山の龍輿行記に

吾妻より照す光のこゝにありてけふまふてつる久能のみやしる 源左大臣

又彼の德音院の什寶に、池田勘兵衛と申者の寄附せしとて

わか戀は松をしくれの染かねてまくすか原に風さはくなり

といふ新古今集の和歌を、神祖懷紙に書せ玉ひたるを表装せしあり、その箱の裏にかくなん書

付あり

此御眞翰、池田勘兵衛貞雄所持處、以數千貫所望之國主郡吏雖有之、深恐神威固辭之、曾

以不及交易之沙汰、年來秘之藏之、神惠尊崇之餘、當山依爲御本地、末代迄此山爲重寶、被

寄附之者也

貞雄者江州佐々木派、流宇多源氏、淺小井之池田伊豫守景雄之嫡孫也

延寶九辛酉載四月十七日 久能山學頭第四世敬誌

此外に、台徳院殿御眞跡

尊墨本望之至、如貴意之此間ハ不懸御目御床敷存候、從奥珍數馬とも參候由、見物申度候

何様萬事期面之時候 恐々謹言

是も表装せしものなり、傳來さだかならず、大猷院殿御眞跡

心あらん人にみせはや秋のよのさやかにすめる月のひかりを

是も懷紙に書せられたるを、表装せしなり、傳來さだかならねど、恐らくは榊原氏より寄附の

うちなるべきよし、院主のいへり

同御書 唐紙の松山のかたを
草書に書玉ひしなり

是も表装せしもの也、その箱に左の如く書付あり

家光公松山 御書爲當寺永代之什物、令寄進之者也 榊原越中守照清

嚴有院御眞跡 不老門之
三大字也 箱書附前に同じ

同御書 柿木に鳩
のかた 箱書付前に同じ

同御書 稻穂に鶴
のかた 箱書付なし、何れも表装せしもの也

此外に花鳥の繪卷物あり、是も御筆ならん由、院主のいへれど、こは屏風などの縮圖を畫工の
かける物なるべくおもほゆ、予が眼の拙ければさだかにはわからねど、古法眼元信等が筆意に
似たり、

【目代屋敷】 德音院の東に目代の宅あり、目代 米百石 には御神領の租税を司れり、榊原氏

神職をやめられてより置る、所なり、初は御旗本より此役になされしが、元文二年星與左衛門

私事ありて追放せられ、其後日光御門跡のみうちに岸本監物と申たるものを、爰の目代となせ

しより、今は彼の御内より此役になること、はなりぬ、目代、下代 現米七石
三人扶持 二人あり

【藥園】 又目代屋敷の南に御藥園あり、享保十年榊原越中守が知行なる根古屋村の内を

人參植場となし玉ひ、其代地として北矢部村の内を賜ふとぞ、然るにこの御藥園なかむかしの

頃廢せしを、寛政三年再び仰ありて、駿府の御藥園の種をうつし植て、今の御藥園となし、目

代の領りとなりし由、新風土記に見えたり、此御藥園に植る所の品類

- 唐船使君子、唐船持渡芥川 貝母、朝鮮延胡索、朝鮮黃芩、甲甘草、唐船持渡小石、白朮、唐船持渡小石、蒼
- 持渡、小野寺實生、合烏藥、浙大青種子、朝鮮山茱萸、摩枳殼、吳茱萸、蓮、三七、升麻、唐覆
- 朮、藁本、薄荷、和木香、霍香、天門冬、麥門冬、零餘子、人參、桔梗、紫苑、山梔子、蓖麻子、細辛、
- 盆子、常山、芍藥、佛手柑、茴香、台烏藥、眞五味子、地黃、續隨子、蒼耳、補骨脂種子、龍腦、

苦參、苧麻、黃蜀葵種子、阿蘭陀ホンホロモンス、馬兜鈴、大葉車前、砂糖黍、大黃、當歸

【廟守榊原氏】

榊原氏の居館は、みさかの西にあり、與力八騎御切米百俵宛同心三十人御切米七石二

人扶日夜かはるく、一の御(編者曰く門の一字脱か)を守る、與力四騎、同心十五人は根古屋

村にあり、與力四騎、同心十五人は安古村にすめり、此御社には神主といへるものなくして、

禰宜九人あり内禰宜頭二人、十七石五斗宛東安古村の内禰宜町といふ所に住めり、此餘御臺所頭

二人御切米十四石同平役人六人御切米八石七斗五升宛御供焚二人御切米七石宛燈明僧二人現米七石宛御仲間五人御切米六石三

宛あり

【神領】

御神領は久能山より廿町餘り西の方なる大谷、高松、宮川、竹山、小鹿、石田の村々御神領にて、都合三千石なり、大谷、宮川、竹山、小鹿の村々は御林の山多くある由也御供所方の者、山をめぐり守といふ、又愛宕社の後なる山岸より、南北二百間餘り、東西六十間を過、或は七十間又は八十間程御宮の境地なり、此内に御寶塔並愛宕堂の周圍四十間あるは五十間、又六七十間の所あり、此あたり御林也、御神領配當の外に、米百八十一石八斗五升八合を修理料とし、米百四石八斗を年中行事となす

【年中行事】

年中行事は家光公の殊更にこの御宮を尊崇し玉ひし餘り、年中行事を定め

玉ひしより、諸事の法式またく調りたるといふ、久能覺書に記す所の年中行事、必定當時のものとも定め難けれど、もしくは家光公の御時定め玉ひし年中行事へ追加せしものにもあるべきかと思ふまゝに左に記せり

年中行事之事

- 一、正月朔日卯刻、於御神前行道懺法、巳刻於護摩堂護摩執行仁王經讀誦、酉刻於御神前御本地供四ヶ法要
- 一、二日朝暮諸式 右同斷
- 一、三日朝暮諸式 右同斷
- 一、四日朝、於神前ニ法花懺法輪番之社僧兩人勤之、酉刻御法事等右同前
- 一、五日朝、右同前日中大般若經轉讀、酉刻御法事等右同前
- 一、六日朝、右同前酉刻御法事等右同前、日中法花八講
- 一、七日朝、右同前酉刻御法事等右同前、日中公方様え献上之御卷數認之
- 一、毎月朔卯刻、於御神前御本地供仁王經讀誦、於護摩堂護摩執行

- 一、毎月八日、十二日、御本地堂え備御供、但十二日藥師經讀誦
- 一、毎月十五日卯刻、於御神前法花懺法
- 一、毎月十七日卯刻、於御神前御本地供藥師經讀誦
- 一、毎月廿四日、愛宕え備御供
- 一、毎月廿四日卯刻、於御神前法花懺法
- 一、二月初午日、稻荷社え備御供、御酒等、當番社僧普門品讀誦
- 一、三月三日卯刻、於御神前御本地供藥師經讀誦
- 一、四月十七日、御法事御祭禮之所ニ記之
- 一、同月第二申日、法式御祭禮之所ニ記之

- 一、五月五日卯刻、於御神前御本地供藥師經讀誦
- 一、六月十六日、御嘉定餅菓備御神前、普門品讀誦真言等
- 一、七月七日卯刻、於御神前御本地供藥師經讀誦
- 一、八月朔日卯刻、於御神前御本地供仁王經讀誦 一問一答
- 一、八月十五日、御月見及暮園子、芋等獻御神前普門品諸真言等
- 一、九月九日卯刻、於御神前御本地供藥師經讀誦
- 一、九月十三日、御月見法式八月十五日同前
- 一、九月十七日、御法式御祭禮之所ニ記之

社法之事並祭禮年中行事之事

- 一、每月二之膳之御供、御酒、御茶、御菓子等三社え備之、朔日、十五日、十七日、廿八日ニハ三之膳之御供備之、御供所頭並六

- 一、十月亥猪、餅菓備御神前普門品諸真言等
 - 一、十二月十三日、御煤拂、晚獻御膳、普門品諸真言等
 - 一、毎日早朝、於御神前法花懺法、社僧二人宛輪番勤之、已上於御神前並諸堂勤之
 - 一、毎月廿七日、大猷院殿御法事三問一答
 - 一、毎月廿四日、台徳院殿御法事右同前
 - 一、正月三日、慈惠講觀音經三十三卷讀誦
 - 一、六月四日、傳教講法花讀誦
 - 一、十月二日、慈眼講法花三昧
 - 一、十一月廿四日、天台會法花三昧
- 右之分公儀之齊有之、於學頭寺料米を以經營之、獻御膳、御法事相勤之也
又同書

人之御料理人相認之、御膳を仕立大床迄禰宜持參仕、御神前えハ禰宜頭獻之、此外年中二十度之御三品立獻之

御樓門迄建之、御三品立備之、御法事御本地供四ヶ法要也、晝ハ赤飯、酒肴、備御神前、其後學頭、社僧、禰宜、御臺所人、燈明僧、御飯燒御仲問、其外山中に有之者下々迄、赤飯、酒肴祝給る也、是料米を以、學頭より執略之也

一、四月第二ノ申ノ日、山王祭禮儀式右同斷但シ御三品立無之、晝之饗禮右同斷

一、九月十七日、臨時之御祭禮、儀式四月十七日同前、晝之饗禮も同前

- 正月一日、二日、三日、同十七日、三月三日、四月十七日、五月五日、七月七日
 - 九月九日、同十七日、都合十日也
 - 御三品立之御膳部四十八膳也、御供所役人不殘罷出、三日以前より仕立、當日御膳大床迄禰宜持參仕、禰宜頭兩人備之正行日、神供御膳御汁杯の類、芋、大根やうのもの、都て一種に限る由也、神祖の御遺言にあるべし、さなくばかく迄御實素にもあるまじき事也
 - 一、四月十七日御祭禮、御神前御翠簾、御幡等掛替莊嚴、恒例よりも嚴重也、御庭之幡
- また久能山の社僧等がもてる、東照宮御奇瑞記といへる書あり、浮屠の説にて、とり難しといへる人もあれど、むげにもらすべうもあらねば、此末に記し置ぬ

東照宮御奇瑞記

一、東照宮薨御の前日、元和二年四月十六日神原大内記を御前え被爲召、御他界被遊候はば御遺骸久能山え可奉葬と、御廟地迄委細被仰付、其方事新看初物等常々差上、志深被思召候御他界以後も彌久能ニ罷在、神主役御奉公可仕候、東國の分は何も御被官大名の事ニ候得ば

逆心の者も出来間敷候、後々迄西國無御心元被思召候。西國の亂道不發様に可被爲守候間御寶塔を西向に建、衆徒四人差置知行五十名宛遣、御神前の勤行可爲致之旨被仰付候事。

一、三池の御腰物の事二胴ニ而御在世の御内不被爲離尊身御指料ニ御座候、御他界二日前四月十五日都筑久太夫御前え被爲食、右の御腰物御手心御覺不被遊候、今日科人を様（編者曰くためしか）し候様にと被仰付候、久太夫御腰物を給り、御次の間まで罷出候得ば、又御呼返し被爲成、罪の極候者を能致吟味、様し候様にと御意被遊候、久太夫早速様し候て、御腰物を持、御前え罷出候得ば、切レは如何と御尋被遊候、久太夫申上候は、乍恐利劍と申ニ而可有御座と奉存候、大切の御腰物ニ御座候間、隨分手心仕候得共、手ニ少も覺無御座候、土壇迄切入候故砂引御座候、申上候得ば、御喜悅被遊、則御手ニ被爲取、兩三度御振被遊、此腰物ニ而御子孫長久の御守神と被爲成之旨、御意被遊、其儘御鞆え御納、御手元ニ被爲置、御他界被遊候、右之御腰物長サ二尺三寸三分、幅一寸二分半、中心に妙純傳持ソハヤノツルキウツスナリと有

一、三浦八郎左衛門と申者、今川義元之雖爲家人、權現様御幼少の御時、別而被爲掛御目、御由緒有之故、御尊骸久能え被爲入候より法體仕、名を養雪と改、久能へ參、毎日致參詣候、或日御内陣より三浦々々と三度御呼被爲成候、御拜殿の御椽より御本社の階迄參詣を致し、

直に神原内記え參致暇乞、罷歸、翌日相果候事

一、權現様御在世に、御秘藏の御馬、御宮近に御厩を建、入置候處、數度離出候ても直に御寶塔の方え斗參候而前足をおり、嗟躰に相見え、御他界の御年七月、又候御厩を離出、御寶塔裏道の石垣際迄參、前膝を曲死候事

一、御腰物、右は御寶に有之候處、鳴原一揆の時節、神原大内記夢とも現ともなく御呼被遊候て、御腰物を何とて御藏に差置候故、早々御内陣へ入候様にと、御在世にもなき御立眼の御氣色にて御呵被遊候に付、夜中の事に候得共、内記濱へ下り鹽垢離を取正行云、此國の俗、死穢ある時、父母の服百日を過れば濱をりさて、濱にゆき盥をあげて祓除す、其後穢るゝ事なしとて神社へ詣る也、されど御腰今茲國府に住る者はさる事もなき也、今もいなかうごは皆かくする由、古へぶりの猶殘れるならん御腰物を御内陣に奉納候事

一、鳴原一揆の元朝御拜殿に血一桶程有之候事

一、同朝、御神前御粧の御鏡一飾失候事

一、同年彌宜頭高津權左衛門、番所に臥居申候處、夜半に御鎧御着被遊、御馬に被爲召、御瑞垣の内を御廻り被爲成、油斷に寢申と御呵被遊候て、御馬足音聞え、其後御寶塔の方にて馬の嘶候を聞候由、權左衛門慥に申候事

一、此以前は彌宜番所御瑞籬の内に御座候、番所にて當番の者高聲にて物語仕候得ば、從御内

陣かしましと御阿被遊候、其時の當番の者共慥に承り候由申候事

一、酉年江戸大火事前の除夜半過の時分、角材木を板啄に打付候様成音仕候故、何も驚、御神前の番相出喜左衛門と申者は、御供所の方と聞候て、見に出、御供所に罷在候神田武兵衛、鈴木次郎三郎、神樂所の邊と聞候間、出合見候得共、何の替様子も無之候、且又常々御神前鼠多く候に付御供の餅鼠不喰様毎歳不寢の番仕候、明る正月三日の晩より鼠俄に無之故、火の用心仕候處、十八日、十九日、江戸大火事御座候、以後亦鼠出候事

一、禰宜相出喜左衛門と申者、夢中に從御内陣喜左衛門と被爲召、汝に暇遣候間、早々出候様にと神勅候故、打驚覺候得共、夜の明候迄寢罷在、翌朝夢の事を失念仕、御神前え御奉公に可罷出と御石間入口迄參候得ば、俄に身の毛豎怖敷御座候に付、夢の御告存出し、彌奉恐入御奉公を引、榊原越中守え致暇請罷出、行衛不知罷成候事

一、榊原内記家來淺田茂左衛門と申者、御供を私宅え持參仕、しらすと申魚をたべ候て、其儘御供頂申候得ば、即時に喉え湯水通り不申息絶候に付、小刀にて喉を指通し、程なく相果候此外魚鳥をたべ候て後御供頂戴仕義、御罪（編者曰く、罰か）候者、數多御座候事

一、越中守家來朝倉庄太夫と申者、越中守御宮參詣の時供仕、御神樂所の邊に罷在、越中守下向遅く候に付、御神前え參、神酒頂戴可仕杯と傍輩共に戯を申、御唐門の下の石の階二三重

上り候得ば、鼻血俄に出候故、其儘立歸り、殊の外氣味惡敷存候間、越中守尋候はば氣分惡敷候故下山仕候と可申旨、傍輩共え頼置下山仕候得ば、一の御門坂邊にて美濃大垣の親類共方より參候状を持參仕候下人に逢候故、早速途中にて披見候得ば、八九日以前兄相果候狀にて御座候

一、寛文十二子ノ七月廿七日戌の時外遷宮の砌、神輿御仮殿え御辛の時分、御本社の上より南の方へ光物飛候を拜候者、社僧定智院、大壽院、其外多御座候、其節籠にも拜候者數多御座候、同十一月十七日亥の時、正遷宮の砌、御案御仮殿出御、御本社へ入御の前光物南の方より御本社の方え飛候を、僧俗諸人拜み候事

一、同年御宮大床並階の塗の手傳仕候人足、清水にて犬を喰候て、二三日の内日用に參、大井戸より水を汲、水桶一荷棒にかけて參候處、長圓院前にて手桶落候得共水一滴もこぼれ不申候故諸人不審仕候、其人足即時絶息仕候、口中の津、喉え通り不申、況湯水、藥杯通不申翌日相果候、御普請の時分故、大工日用諸人具に存候事

一、學頭敬謚、延寶元年極月廿五日入院仕、衆徒中より當山學頭前々より入院以後御神体伺見候事に候間拙僧拜見可然由申候間、翌年正月十五日の朝、御神躰可奉拜由申候間、定智院安内仕、御内陣え入候間、御在世御德威感入候様奉拜見候儀も恐多奉存候由、定智院え語り

併前々より先住達拜見被申候間、致開帳候様にと申候則定智院開帳仕候て、一目奉拜、二目拜見仕候はば恐多候間、早々閉帳候様にと申候て閉帳仕、御宮より下山の道にて存出候は、御神躰の様子疾と不奉伺、扱々御殘多奉存罷歸候。其日晝時より急に睡眠來候故假寢仕候得ば、夢現の様に御神躰右の膝上に御影向被遊候て御神躰とも不覺罷在候處、御尊像御機嫌能御様躰にて、ふなゆり被遊候を、不審に存、氣を付ケ見候程、朝拜見の御神躰に違ひ不申候に付、俄に恐多く罷成、其儘目を塞き早々御上り被遊候様にと觀念候て、夢は覺候得共、一時程無性の様に罷成、殊の外草臥申候、夢の事神以少しも偽無御座候事

一、嚴有院様御在世延寶六年、若君様必定御出生可被遊と天下一同奉願候、就夫於久能山も來午の年には若君様御誕生被遊候様にと、巳ノ五月より、午の五月七日迄、毎月朔日より七日迄學頭衆中毎朝出仕御本地供百餘座宛御祈禱精誠執行仕候處、延寶六年の正月十五日の夜八時の夢に、御神前様とも相見え亦は御城の様に相見え、兎角結構成處にて老若の御武士五人輪座に並居被爲成、拙僧も其内に罷在候處、拙僧左の方に御座候御方様、齡廿五六に相見え、拙僧左の方膝を御押、我等は將軍の子に候間、左様に心得候得と被仰聞候に付、拙僧御挨拶申上候は、上様御子様無御座候に付、若君様今年の内御誕生被遊候様にと拙僧躰迄隨分御祈禱仕候、貴様の様成御子様御座候はば何とて若君様御誕生可奉願哉と申上候へば、偽には

無之候、偽と思ひ候は、將軍に聞候得と被仰候と其儘夢覺申候、翌日御神前並御寶塔迄致參詣、夢の事申上候、夢の事神以偽無御座候、當公方様え御目見仕候て、夢中に御目見仕候御方様と少しも違ひ不申候て、難有奉存候

一、延寶八年正月十七日、御三品立の朝、禰宜小島左五左衛門と申者の妻、前年より懷胎にて十七日朝平産仕候を、御供所方の者御石の間入口まで参り、左五左衛門を呼候得共、高盛の御膳を待候て、御石の間に罷在候故、呼候ても答不仕不罷出候に付呬(編曰く、身か)候て妻の平産の事を聞(編者曰く、かせの二字脱か)候得ば、此者承候と其儘高盛崩れ候て俄に御臺所人寄合、新に仕立候事

一、嚴有院様御不例以外の由申來候に付、五月二日より於御神前晝夜御祈禱仕候處、五月五日の夜の夢に雁程の大き成鳥一羽死候を見出、自然死にきらずば、氣付を用ひ可申と存候て近づき見候得ば、腹に毛もなく、惣身青黒、日蝕の色の如く五色に變相見候に付、毒を喰候て右の通に成候かと存候て口をわり毒消入可申と存候得ば、兩眼の玉ひしけつき、二三日も前に死候様子に相見申候、又腹の様子見候得ば右の通色變じ相見候、就夫夢中に存出候は、神道日天子之躰を三足の鳥に變(本ノマ)、合事有之變(本ノマ)、事相見候段難有と存候得ば夢覺候て、先後を考候程、嚴有院様一天下の御主に御座候得ば、御他界の御告にも御座候哉

と氣味惡敷罷在候得ば八日に御他界被遊候

一、天和二年、御宮御修復被仰付候に付、四月廿六日夜、外遷宮の砌、御案御本社出御の時、御本社の後、奥之院の方赫奕たる光明暫の間耀申候、御普請の御奉行兩人並下奉行、衆徒、諸役人普請の諸人不殘拜申候、正遷宮の時、又奥之院の方光耀申候事

一、貞享四年十二月廿六日の夜、當山大壽院夢に見候は、學頭寺に罷在候處、東の方より溢紙色の乗掛に老翁乘、僕從を召れ被參候て、折節對面所に圍碁打居候處、老翁も碁を打可申と打被申候、夢の心に老翁二日滯留被致候て歸可申と被申候故、大壽院申候は、老翁は何方より被參候哉と申候得ば、公方様仰に付御老中相談にて當山の様子見分に參候と被申候、扱老翁は何方の人ぞと申候得ば、紀伊國大納言にて候、當山の様子大方及見候間歸候て可申上被申候當山御普請杯有之方々高石垣に成申候と、夢の心地有之、老翁又東の方へ出被參候と存候得ば夢覺候由

一、同十二月廿八の夜、又大壽院夢に見申候は、土屋相模守殿當山御宮其外御修復の御見分に御越御宮御見分被成候て、丸柱に朽有之候得ば、大切の御宮にケ様に朽差置候儀油斷の由御申候扱所々御見分被成候て大壽院前迄御越候故、御立寄御休息被成候様にと申候得ば、遠慮も有之候間直に御通可被成と被仰候故寺の景能御座候て、田中の邊も見え候と申候得ば、左候はゞ

景乍見寄可申と御立寄、暫く御座候て破損の御雜談有之候て御申候は、兎角出すぎ候事惡敷候間、左様に相心得候得候と被仰候て御歸りと存得ば、夢覺申候由、當元朝に御宮御法行相濟、直に大壽院方へ寄候て、當年は別て目出度事は、公方様御厄年無恙御重歲被遊と申候得ば、大壽院申候は、別て當山御宮御修復も可被仰付奉存候と申候て右夢の事物語承り扱々目出度事に候間盃出し候様にと申候て、衆中打寄祝候得ば、五日に御破損見分の儀三日御繼飛脚申來候由、前田日向守殿より被仰越候て、舊冬夢の事は神慮の御告と難有奉存候

一、同六日八日講過に衆中え相談仕候は、舊冬兩度夢の通、間もなく去る三日の繼飛脚御宮殿の内御長押切かき見苦敷候段申上候は、御長押繕可被仰付候、左候はゞ御宮殿の御簾被仰付候様可申上候、外は十三年以前に被仰付候間、二三年も延引可仕候旨議定仕候得ば、其夜の内御宮御正面通りの御簾二ヶ所二三寸程宛鼠喰明、御縁も喰切、苦敷相成候事

【燈籠卅五基の銘】御宮に献る所の石燈の銘を見るに、正しくさるべき人のみにあらずよりて思ふに神祖の御親しみの深かかりし人々の献りしなるべし、依之其銘を左に記し置ぬ

寶永五年二月十七日再酒井修理大夫忠音

安永四年四月十七日再興酒井修理大夫忠實

奉献 石燈

駿河國有渡郡久能山東照宮御寶前

從四位上年酒井讚岐守源忠勝

慶安元年四月十七日正當

大權現卅三回之御忌辰奉謹焉

元祿十丁巳年六月十七日再 酒井鞆負佐忠圍

改建 備前國主從四位下行侍從源朝臣繼政

元文五年庚申九月十七日

松平内藏頭從四位侍從治政

奉納久能山

二基

松平新太郎源朝臣幸隆

元和三年丁巳四月十七日

再興備前國主從四位下右近衛權少將綱政

寶永五年戊子二月十七日

安永五丙子年四月十七日

周防長門兩國主大膳大夫從四位下兼行

左近衛權少將大江朝臣重就

奉納 石燈籠

兩基

久能山御寶塔前

元和三丁巳年四月十七日

周防長州兩國主

從四位下右近衛少將大江朝臣秀就

元祿十二己卯年四月十七日修改

周防長門兩國主從四位下

侍從兼大膳大夫大江朝臣吉廣

奉再營焉江州彦根城主從四位下侍從

井伊掃部頭藤原直通朝臣

奉獻 石燈籠 一雙

駿州久能山東照宮御寶前

元和二丙辰年四月十七日

江州彦根城主從四位下侍從

寶永五戊子年正月十七日 藤原朝臣井伊直孝

寶永五戊子年二月十七日再興

女孫 土佐國主從四位下豐隆

奉獻 石燈籠

二基

駿州久能山東照宮御寶前

元和三丁巳年四月十七日

土佐國主從四位下侍從忠義

元祿十二己卯祀正月十七日再興

嫡孫 土佐國主從四位下侍從豐昌

安永四乙未年十二月十七日修營

奉獻 石燈臺

兩基

駿州有渡郡久能山東照宮御寶前

元和三乙巳年四月十七日

參州岡崎城主從四位下本多豊後守藤原康記

元祿十二己卯年九月十七日

奉再興 本多鞆負藤原利久

安永四乙未年四月十七日再興本多左門助富

奉寄進 二基

久能山

東照大權現 御寶前

正保丁亥四月十七日 本多越前守藤原利長

元祿十二己卯年九月吉日

本多鞆負藤原利久 修覆之

奉獻 石燈籠

一基

駿州有渡郡久能山東照宮御寶前

元和三丁巳年二月吉日 戶田因幡守忠能

元祿十二己卯秋九月十七日 下山城忠再造

(編者曰く、脱字あり、從四位下山城守忠昌の事)

安永四乙未年十二月十七日

戶田因幡守忠寛再造

奉寄進 石燈籠

一基

久能山 藥師如來 御寶前

享和三癸亥年三月吉祥日

從五位下榊原越中守源照清

從五位下榊原越中守源照清 再興之

奉獻 石燈籠

兩基

駿州久能山東照宮御寶前

元和三丁巳年從五位下橘朝臣黑田信濃守直綱

元祿十二己卯祀九月十七日再興

橘姓黒田源右衛門直常

元祿十二己卯年九月十七日再興

奉獻 石燈臺

一隻

駿州久能山東照宮御寶前

元和三丁巳年四月十七日稻垣平右衛門尉重綱

曾孫 從五位下稻垣對馬守源重富

奉獻 石燈籠 二基

駿州有渡郡久能山東照宮御寶前

元和二辰^丙年十二月吉日 竹腰山城守正次

元祿十二^己卯年二月日 從五位下竹腰近仁守源友正

奉獻 石燈籠 二基

駿陽久能山東照宮御寶前

元和二辰^丙年十二月十七日 從五位下內膳正源姓板倉氏重昌

元祿十二^己卯年五月十七日再興

會祖 從五位下甲斐守源姓板倉氏重知

奉獻 東照宮 御寶前 兩基

元和三^己丁卯年四月十七日 堀尾山城守忠勝

元祿十二^己卯年 外孫 石川主殿頭從四位下 侍從源朝臣憲之加修飾

奉獻 石燈籠 二基

駿州有渡郡久能山東照宮御寶前

元和三^己丁卯年四月十七日 板倉伊賀守勝重

元祿十二^己卯年七月十七日板倉周防守重冬

奉獻 石燈籠 兩基

駿州有渡郡久能山東照宮御寶前

元和三^己丁卯年二月吉日 參議正三位兼行甲斐守臣大江朝臣秀元

奉獻 石燈籠 二基

駿州有渡郡久能山東照宮御寶前

元和二辰^丙年五月日 從五位下行隼人正藤原朝臣成瀨正成拜建

寶永四^己亥年十二月日 從五位下行隼人正藤原朝臣成瀨正輝再興

奉獻 石燈籠 兩基

駿州有渡郡久能山東照宮御寶前

寬永十四^己乙卯年九月十七日 大關土佐守高增

元祿十二^己卯年八月十七日再興大關丹治增恒

奉獻 石燈籠 一隻

元祿十二年^己卯四月十七日 從五位下丹後守源朝臣米倉昌尹

奉獻 常夜燈 一基

駿河久能山東照宮御寶前

元祿七^甲戌年九月十七日 從五位下本多中務大輔藤原政武

寶永五^己子年四月十七日 奉再興焉 本多吉十郎藤原忠孝

奉再修豫州松山城主從四位下源姓松平氏定

喬 奉獻 石燈籠 兩基

駿河有渡郡久能山東照宮御寶前

元和三^己丁卯年四月十七日 從五位下河內守源姓松平氏定行

寶永五^己子年正月十七日 奉再興 從四位下隱岐守源姓松平氏定直

奉獻 石燈籠 兩基

駿河國有渡郡久能山東照宮御寶前

元和三^己丁卯年四月十七日三州岡崎住畦柳壽學

寶永三^丙戌年九月十七日 再興 畦柳甚左衛門良隆

奉獻 石燈籠 一臺

駿州久能山東照宮御寶前

寶永八^辛卯年四月十七日青山信濃守藤暉成

安永四^乙未年十二月十七日 修補

奉獻 夜燈臺 一基

駿州久能山東照宮御寶前

元文四^己未七月十七日 板倉下野守源勝浮

奉獻 夜燈臺 一基

東照宮 御寶前

安永四^乙未年十二月十七日修補

奉獻 石燈籠

一隻

駿州有渡郡久能山東照宮御寶前

元和三巳年四月十七日 土井大炊頭利勝

寶永四亥年十二月十七日

再興 土井周防守利益

安永四未年十二月十七日 修補

奉獻 石燈臺

一雙

駿州久能山東照宮御寶前

元和三巳年正月十七日

從五位下石川主殿頭源朝臣忠總

元祿十二卯曆四月十七日

嫡孫石川主殿頭從四位下侍從源朝臣憲之

奉獻 石燈籠

二基

駿州久能山東照宮御寶前

元和三巳年四月十七日 日本多縫殿助藤原康俊

元祿十二卯年九月十七日

再興 從五位下本多隱岐守藤原康慶

寶永五子年四月十七日

肥前國主從四位下兼侍從行

丹後守藤原朝臣吉茂再造

奉獻 石燈籠

二基

駿州久能山東照宮御寶前

元和二丙年 肥前國主從五位下行

信濃守藤原朝臣勝茂創建

元文六酉正月十七日

肥前國主從四位下兼侍從行

丹後守藤原朝臣宗教造

奉獻 石燈籠

一隻

駿州久能山東照宮御寶前

元和三巳年三月十七日

從五位下永井右近大夫大江直勝

元祿十二巳年 再興 嫡孫永井朝員直好

元祿十二未巳年九月十七日

再興 曾孫從五位下柳生備前守菅厚宗弘

奉獻 石燈籠

二基

駿陽久能山東照宮御寶前
元和二丙年四月十七日

柳生又左衛門尉菅原宗短

寶永五子年二月吉日 伊奈采女源忠義再興

奉獻 石燈炉

兩基

駿州久能山東照宮御寶前

元和三巳年二月吉日

伊奈筑後守從五位下源忠政

安永四未年四月十七日

伊奈熊藏源忠賢修補之

奉獻 石燈炉

一雙

駿州久能山東照宮御寶前

元和三巳年二月吉日 伊奈半十郎源忠治

寶永五戌年三月吉日

奉再興 伊奈半左衛門尉忠順

安永四未年四月十七日

奉再興 伊奈半左衛門忠敬

奉獻 石燈籠

一雙

駿州久能山東照宮御寶前
寶永五子年三月十七日

奉再興 從五位下松下備前守源正久

安永四未年十二月十七日 修補

元和二丙年十一月日 松平右衛門佐

奉修補畢 曾孫 同四郎次郎中島氏延貞

奉建立

駿河國有渡國久能山 石燈炉 一基

元和三巳年卯月十七日

茶屋四郎次郎源清次 拜 上

奉再興焉 安永四未年三月十七日

曾孫 茶屋四郎次郎延常

菊と雛日記

四

あまのつらねはたきまゝに

有渡郡

49

【清水御殿】 下清水といふ所に御殿地となふ所あり、寛保の頃清水町といふ町に住ける善太夫と申たる人の日記の様に書ける清記といへる書に、慶長十二年の秋より、清水に御殿を造らせらる、然るにいかなるゆへありてか、明る十四年には經營をとゞめられ、明る十四年頼宣卿駿府の城主となり玉ひ、同じき五月の初つかたより經營を始めさせられ、いたう急がせ玉ひしに、同じき九月十日餘り經營なりて、同じき廿七日に神祖頼宣卿と共に、横田の郷より八幡へいたらせられ、久能海道を経玉ひ、清水の御殿に渡り玉ふに、殿の松の間、柳の間などいへるいふ斗りめでたく造られしかば、神祖いたく悦び玉ひし申を記せり、新風土記に、此御

殿神祖薨御なし玉ひて後、養珠院殿の願ひによりて、沓谷の郷、貞松山蓮永寺といふ寺に移し其跡を御殿地と稱し、國府の御城修理の良材、飛彈、信濃より運送する樽木の置場となせしが其事やみて後元祿十一年開發して九石四合の新田となし、御高入となる由を記す、府の御代官池田氏に據て此事を探るに、彼の御代官所にも此事を記す古記のなければ定かならねど、村老の言傳ふまゝを圖して送る、よてその圖を左に記せり、(口繪參照)但し新風土記には、神祖薨御の後、彼の地を御殿跡と稱し、樽木の置場となせし由を記す、然るに、左に記す圖には、御殿跡といふ所と、樽木の置場と、其所異なり、風土記の誤たるか否かを知らず、駿府町奉行所古記録に、清水御殿地の坪數を記すこと左の如し

御殿屋敷地

一、惣坪數五千三百二十九坪二合五勺但外

法、附外に二十六坪八合一勺は張番所

御役屋鋪地

一、惣坪數二千七百三十六坪 但外法、附

東之方に長五十四間横一間の空堀あり

向御屋鋪地

一、惣坪數三百五十七坪 但外法、内百六十七

坪六合余は藪二方幅三間通引
生垣二方幅一間半

残る作場百八十九坪三合余

西御屋敷地正行按ずるに、樽木の置場となりしは
恐らく此御屋敷の跡にもあるべきか

一、惣坪數八百七十七坪半 但外法、内二白

五十九坪藪三方幅三間道引
生垣一方幅一間道引

八十坪は虚空藏堂地の分引

残る作場四百七十八坪

一、惣坪數三萬二千三百三坪

内譯 七千八百七十二坪は 松原

二千三百八十三坪松原の間に
在之畑分

一萬三千二百九十七坪は芝間砂原
三千四百八十四坪は しやり砂原
七千六百五十坪は 水溜場

水主組屋敷地

一、惣坪數四千二百三十二坪三合五勺但季
人分

かく記しあり、又清水町の中昔の繪圖とて、ある人の持てるを見るに、今清水上二丁目の横小路を、俚俗呼て牛道といふ、此小路の入江に溝河ありて橋を架す、その橋より御殿地まで百三十六間と記しあり、今もそのあたり俚俗御殿跡といふ、皆田畑にして御庭の松と唱ふ古松一木たてり、又御庭の内にありしとて、金山彦をいつき祭る小祠の残り、又清水記に、慶長十九年の四月四日の夜、東風いたく吹けるが、江尻の本郷より出火し、頼宣卿の御濱役屋敷と唱へし屋敷の焼たる由を記せり、按ずるに頼宣卿の濱役屋敷といひし、何れにありしか定かならねど、前にもいへる清水なかむかしの繪圖に、今御米藏此御米藏、享保十七年閏五月より建六棟にし
て十八戸也、一戸五間に三間也、惣間數豎の五十間、横のある後の方より河口の所まで、田畑の波荒になりたるを記す事左の如し

田 一、三石九斗八升六合

畑 一、二斗四升四合

屋敷の分 一、二十一石八斗五升六合

合二十六石八升六合、永荒度々引

内二千九百五十四坪一合五勺は 畑の分
千二百七十七坪半は 田の分

附外に二百四十六坪 但屋敷えの道引

都合坪數四萬八千六百二十四坪九合三勺

一、御役屋敷建家の坪數 二百七十五坪程

前々は田畑屋敷、此所に御座候得共、只今は海に罷成候

かく記するをもてみれば、御濱役屋敷ととなへし屋敷も此所にありしなるべし、今茲俚俗のいへるにも、今御米藏のたてる後ろの方に屋敷のありしが、今はみな海になりし由也

【貝島御殿】

又清水記に慶長十四年の四月より、庵原郡三保貝島三保今は有渡郡也に濱御殿を造

らせられ、富士見櫓と、なへし櫓を建玉ひけるが、經營未なかばなるに、同じき九月の廿七日頼宣卿はじめてこの殿にわたらせ玉ひ、江尻の並木がさきより、菴崎の沖まで逍遙せられ、戌の刻ばかりに駿府にかへり玉ふ、斯て明る十五年の春、貝島の御殿なりしかば、夫よりして頼宣卿關船に召れ、折ふしごと此殿に渡り玉ふ、然るに明る十六年の七月七日に、いと荒き雨風の爲に、この御殿及び富士見櫓も大方あれて、此時より菴崎もや、滅したる由を記す、この貝島の濱御殿の事を探るに、まづ貝島といふは、三保が崎の三つにわかれたるその真崎を真崎とよび次の崎を貝島と唱へ、次を鶴鳥島といふ、この貝島の半ばなる左の方に、御殿場の土居とて、今は水中に入りて塩の干たる時ならては見えざるよしを、此所の沙汰しつる三保明神のはふりがいへり

【御關船藏】

又清水記に、慶長十二年の九月に、有渡郡村松といふ村の内にて、有渡橋と稱へる橋の近き所なる三山といふ所に、御關船藏を建る由を記す、同書曰く

清水湊に、武田信玄、馬場美濃守ニ繩張サセ、キツキタル袋ノ城ト云アリシカ、天正十年壬午武田勝頼没落シテ、駿府ノ城、花澤ノ城、田中ノ城、江尻小芝ノ城、清水美濃輪袋ノ城、各落城セシ所、同十八年庚寅駿府城主中村式部少輔一氏、袋ノ城ノ中ニ關船ヲ入、海賊ヲ置タリシカ、慶長十二年丁未源家康公駿府ノ城ニ御隠居被遊、同十四年常陸助頼宣卿城主ト成玉ヒシトキ、關船ノ置場並御船手屋敷、和泉殿川ノ濱三ツ山ニ立、小濱民部守之ト云々又本文有渡橋といへる、今定かならず、但新風土記曰、宗芳按スルニ、風土記ニ云矢部渡未詳ナラズ、意フニ此入江今ノ北矢部村の西大沼ノ邊迄モ北矢部ニテ、村松村ノ間ナル一色澤ヲ渡船セシモノニヤ、慶長ノ頃マテモ大河ニシテ橋ヲ架シ、有渡橋ト稱セシ由、下ニテハ和泉殿川ト云（藤堂和泉守濱屋敷ノ前ヲ流ル、ヲモテ名ツク）今矢部村ノ地名ニ、大沼、葭崎、葦野等アリト云々

斯て同書に同じき十七年の七月七日に雨いたくふりて、みの輪といふ所の和泉殿川といふ川の水いとまさりて、三山の御關船藏に水つき、御藏にある所の御船とも悉く浮たる由、又小濱民部が三山の邸もいたくあれたる由、はた同じき十九年の十月朔日、板倉伊賀守がもとより、片桐市正大坂をのきたる由駿府に告奉るにより、同じき十六日十六日、六日に神祖及び頼宣卿の御前へ、安藤帶刀、水野土佐守、三浦長門守、加納平太左衛門をはじめ其餘の人々をも召出

清水三ツ山の御召船一艘ならびに御供舟小早二艘をとみに送り出すべうとの仰あり、又三山の御船手小濱民部が方へ、清水三山の御船藏にをかる、御船どもを、此入江にうかべて見るべき由いひやらせ玉ふ、かゝりしかば小濱民部七日のたそがれに駿府の御城に來り、御召船の御用を承り、三山に歸る此時民部その夜の六七分に歸る也明る八日には駿府の市尹井出志摩守、彦坂彦六等を御城に召れ、清水御殿並に三保貝島の御殿及び清水三ツ山の御船藏へ、彼の二人が内一人巡檢の爲參るべしとの仰ありければ、則志摩守仰を承りて清水にいたり、彼の三所を巡見し、三保貝島より小早といふ船に打乗、清水湊をこぎわたり、巴川といふ川を上り、海舟橋に船をつけて陸に上り、七日市場といふより高橋といへるにゆき、吉川、船越などいへる所を巡見し、古への驛路より清水記ニ曰、慶長十二丁未春、家康公駿府ノ城ヲ改テ廣ケサセ玉フ時、七日市場、大橋チカケ、追分、上原ヲ通、駿府横田ノ郷マテ驛路トナルト云々、正行云、今北海道ニテ江尻の驛の札の辻ニいふ所より右に入りて駿府にいた横田といふ所にかゝり、暮れ六時に駿府に歸り來り、直に御城に上り、巡見のやうを鈴木甚左衛門、土肥次右衛門の兩士へ申のべて、己が邸に歸りし由、かくて大阪の凶徒等、片桐市正を攻る由、板倉伊賀守より告參らせしかば、三ツ山の御關船藏をひらき、御座船及び御供船を並木が崎並木が崎、今知れがたし三保の入江に浮め玉ひしとの事などを記せり此時清水御殿並に三保貝島の御殿、久能山の城、かく記する三ツ山の御船藏の跡を探るに、今清水其餘吉川、高橋、堀越等へ諸將を置れしとぞ御米藏の後の方に、三山と、なへる所あり、その處に白鬚の神をいつきまつる小祠あり、その

小祠よりこなたに溝川あり、この小川と小祠との間、凡長さ四五十間程、幅十五六間の處、古へ御船倉のありしあとにして、其餘皆海となりし由なり

【船の記録】

又此御倉にありし御船の名を、彼の清水記に記せる左の如し

小龍丸 元和元卯年八月、大坂ヨリ下リタル御船ナリ、大坂ヨリ大龍丸、小龍丸二艘
 江戸へ下り、大龍丸ハ深川ノ御船藏ニ入、小龍丸ハ駿州清水港へ入

吉岡丸
 鷺丸

右之外御供船二艘

右五艘ハ元和ノ頃ヨリ元祿ノ頃迄七十年ノ間御手船ナリト云々

又同書

御船 長永丸 黒漆蠟色塗御紋 金具七度焼メツキナリ

慶長十二年九月ヨリ作リ十一月十五日出

來是家康公御召船ナリ、四十四年テ越テ慶安三庚寅年御替鷺丸ト號ク 此鷺丸ト改ル事ハ

誤カ、後ニ關船ハ江戸へ廻シ、鷺丸ハコボツトナリト云々此鷺丸を壞つこゝ末にしるす

御船 大廣丸 塗方右ニ同シ

同十四己酉年出來、中將賴宣卿御召船ナリ、元和五年紀州へ御國替ノトキ、御船モ紀州へ廻リシト云ト云々
 又駿府町奉行所の古記録に、清水御船藏の事を記する條に、左のごとく記せり

- 御船數左之通
- 一、吉岡丸御關船 四十六挺立
- 一、鷺丸御小早 二十八挺立
- 一、御橋船 十六挺立

三艘之御船間數

吉岡丸御關船 一上口 豎長十間五尺四寸 但水棹先ヨリ鱧ちり先迄 横長二間五尺六寸 但筒之間垣ノ外より同外迄
 御橋船 一上口 豎長六間一尺五寸 但右同斷 但シ臺の外 横長一間四尺七寸 但右同斷 但シ臺の外
 鷺丸御小早

一、上口 竪長八間二尺八寸 但右同斷
横長二間一尺 右同斷
新風土記に天和三年の九月、御船手馬場三郎
左衛門より石丸五左衛門へ引渡の古帳の文を
記すこと左のごとし

- 吉岡丸四十六挺立御船一艘諸道具覺
- 一、楫 附楫柄二本 二羽
- 一、櫓 四十六挺 櫓の分不殘午の暮、江戸へ廻ル
- 一、替櫓 三十挺 右同斷
- 一、械 二挺
- 一、帆柱 附せび打 一本 午之暮江戸へ廻り申候
- 一、帆桁 廻シ共 一本
- 一、彌帆柱 附桁 一本
- 一、走水棹 二本
- 一、藻はづし 二本
- 一、つがひ 九鐮
- 一、艦舳のつかひ三鐮 八十本
- 一、水棹 八十本
- 一、鐵碇 五頭内 二頭二十貫目宛 一頭十七貫目 一頭十六貫目 一頭十四貫目

- 一、苧綱 五房内 一房廿八貫目、一房廿四貫目 一房十八貫目
- 一、走道具 内譯 三繩二筋、く、り一筋、はつを 一筋、桁おろし一筋、柱引一筋 坪おろし一筋、手繩二筋、彌帆 みなは一筋
- 一、楫道具 内譯 頭綱一筋、ゆりこし一筋 尻かけ一筋
- 一、櫓かけ繩 二筋
- 一、あだ繩 二筋
- 一、はや緒 附小口れ 四十六筋
- 一、御紋付木綿帆 一ツ十端
- 一、御紋付同彌帆 一ツ三端
- 一、御紋付吹貫 附棹 一ツ加賀絹紫染
- 一、御紋付御幕 二走五哥宛 加賀絹 紫染
- 附 艦舳御幕二ツ、はしり繩二筋 一、御幕 二走五哥宛 木綿紺染、紋 劍かたばみ
- 附 艦舳 一ツ、はしり繩二筋 一、御幕 附艦舳 一ツ、走五哥宛 木綿紺染、紋 劍片食
- 一、鈴(附緒二筋) 二ツ
- 一、御屋形上御日覆 一ツ 表純子、裏紫羽重

- 附乳繩四筋、おさへ繩四筋
- 一、御紋付惣御日覆 一ツ 加賀絹兩筋 附乳繩四筋、おさへ繩四筋
- 一、御屋形上御日覆道具 柱十本、桁三本 屋根葺戸十四本
- 一、惣御日覆道具 柱十八本、桁九本 表びらうさ、へり今
- 一、御しとね 一ツ 織、裏紫羽二重
- 一、御紋付御腰物掛 一ツ 桑
- 一、同御手拭掛 一ツ 同
- 一、同御きやうそく 一ツ 上びろうさ
- 一、御手水手洗 一ツ 黒塗いつかけ
- 一、御湯次 同
- 一、御鎗 附さや大鳥毛 二本 替さやあり
- 一、御鎗 附さや大鳥毛 十本 替さやあり
- 一、御疊 十五疊 表備後、し うちん縁
- 一、御ほらの貝附緒有 一ツ
- 一、薄縁 五十疊 表備後 裏近江
- 一、はしこ 二丁
- 一、苦 三百帖
- 一、銅鍋 大小四ツ
- 一、銅鉢 附鐵輪二ツ 二ツ

- 一、挑燈 二ツ 内一ツ丸挑燈
- 一、やくわん 一ツ
- 一、椀 五十人前 但四ツ椀
- 一、折敷 五十人前
- 一、單物 五十
- 一、帷子 五十
- 一、三尺手拭 五十筋
- 一、桶道具 内譯 飯びつ三ツ、になひ、荷、りやう 一ツ、あか取桶三ツ、柄長一ツ
- 一、大工道具 内譯 ちやうの二丁、鉋二丁、鋸 二丁、のみ六本、金鎚二本 よき二丁、手鐮廿枚
- 以 上
- 鷺丸三十挺立御船一艘諸道具覺
- 一、楫 附楫柄一本 二羽
- 一、櫓 三十挺 元祿三年午年ノ暮 江戸へ廻り申候
- 一、替櫓 二十挺 右同斷
- 一、械 一挺
- 一、帆柱 附せび打廻共 一本
- 一、帆桁 一本
- 一、彌帆柱 附桁一本 一本
- 一、走水棹 二本

- 一、藻はつし 二本
- 一、つかひ 六鏢
- 一、手棹 五十本
- 一、鐵碇 二頭内一頭十四貫目、二頭十二貫目
(編者曰、二頭は一頭の誤か)
- 一、苧綱 三房内一房十七貫目、一房十四貫目、一房十二貫目
- 一、楫道具 内譯頭網一筋、ゆりこし一筋、尻かけ一筋
- 一、はや緒 附小口はや緒共 三十筋
みなは二筋、く、り一筋、よつな一筋、桁おろし一筋、坪おろし一筋、大渡し一筋、手繩二筋、彌帆みなは一筋
- 一、走道具 内譯つな一筋、桁おろし一筋、坪おろし一筋、大渡し一筋、手繩二筋、彌帆みなは一筋
- 一、御紋付木綿帆 一ツ七端
- 一、同彌帆 一ツ三端
- 一、同御船印 一ツ加賀絹四半
- 一、御疊 四疊 表備後 布縁
- 一、薄縁 三十疊 表備後 裏近江
- 一、はしこ 一丁
- 一、苦 百帖
- 一、挑灯 一ツ
- 一、鐵風呂 二ツ
- 一、鐵鍋 二ツ

- 一、桶道具 内譯水桶二ツ、になひ一荷、かし桶二ツ、りやうす一ツ、あか取桶二ツ、飯びつ二ツ
- 一、大工道具内譯ちやうの一丁、かんな一丁、鋸一丁、のみ二本、金槌一本、鉋一丁、手録十枚

以上

- 御橋船十八挺立御船一艘諸道具覺
- 一、楫 附楫柄一本 二羽
- 一、櫓 十八挺
- 一、替櫓 十挺
- 一、帆柱 附せび廻共に一本
- 一、帆桁 一本
- 一、走水棹 一本
- 一、藻はつし 一本
- 一、つかひ 九鏢
- 一、手棹 三十本
- 一、鐵碇 二頭内一頭十四貫目、一頭十貫目
- 一、走道具 内譯みなは二筋、く、り一筋、はつな一筋、桁おろし一筋、柱引一筋、大渡し一筋、手繩二筋
- 一、楫道具 内譯頭網一筋、ゆりこし一筋、尻かけ一筋

- 一、はや緒 附小口根はや緒共 二十八筋
- 一、御紋付木綿帆 一ツ六端
- 一、御疊 四疊 表備後 布縁
- 一、薄縁 二十疊 表備後 裏近江
- 一、はしこ 一丁
- 一、苦 五十帖
- 一、銅鉗 一ツ
- 一、鐵鍋 二ツ
- 一、桶道具 内譯水桶二ツ、になひ一荷、かし桶二ツ、手付桶二ツ、りやうす二ツ、飯櫃一ツ
- 一、大工道具内譯ちやうの一丁、かんな一丁、鋸一丁、のみ二本、金槌一本、鉋一丁
- 以上
- 御橋船十六挺立御船一艘諸道具覺
- 一、楫 附楫柄一本 二羽
- 一、櫓 十六挺
- 一、替櫓 六挺
- 一、帆柱 附せび廻共ニ 一本
- 一、帆桁 一本

- 一、走水棹 一本
- 一、藻はつし 一本
- 一、つかひ 五鏢
- 一、手棹 三十本
- 一、鐵碇 二頭内一頭十三貫目、一頭十二貫目
- 一、苧綱 二房内一房十一貫目、一房十二貫目
- 一、走道具 内譯みなは二筋、く、り一筋、はつな一筋、桁おろし一筋、柱引一筋、大渡し一筋、手なは二筋
- 一、楫道具 内譯頭網一筋、ゆりこし一筋、尻かけ一筋
- 一、あた繩 一筋
- 一、はや緒 附小口根はや緒共ニ 十六筋
- 一、御紋付木綿帆 六筋(編者曰く十六筋は一ツ六端の誤りか)
- 一、薄縁 十五疊 表備後 裏近江
- 一、苦 五十帖
- 一、銅鉗 一ツ
- 一、鐵鍋 二ツ
- 一、椀 十六人前 但四ツ椀
- 一、折敷 十六人前

一、桶道具 内譯 水桶三ツ、になひ二荷、かし桶
 一ツ、りやうす三ツ、手付桶
 二ツ、柄長三本、めしびつ三ツ
 一、大工道具内譯 ちやうの一本、かな二丁、
 鋸一丁、金槌一本、のみ二本
 鉈二丁

以上

過之覺

一、御しとね 一ツ

一、錠 二ツ

一、古綱 十八房 一房つく綱古シ

一、古帆柱 一本

一、古櫓 二羽

一、古櫓 廿五挺

一、古走水棹藻はつし七本

一、古鐵鍋 但損ル 四ツ

御番所道具の内 一、古さすまた 一本

同 斷 一、古鎌 三本

同 斷 一、古鋏 三具

大工道具内過之分

一、古やりかな 一本

一、古底取脇取かな 三丁

一、古やりかな 二丁
 一、古曲かね 一丁
 一、古きり 一本

是ハ古帳面の外過の分に御座候

右帳面之外

一、古帷子 五十

一、古單物 三十八

一、古三尺手拭 四十八筋

是ハ細井佐次右衛門殿御預りの時分より御座候

座候

右帳面の外

一、毛氈 二枚

同斷 一、木綿日覆 一ツ

同斷 一、麻とうゆ 一ツ

是ハ馬場三郎左衛門殿御預りの時分より御座候

座候

右之通相違無御座候以上

天和三年亥九月十三日 山口久太夫印

笠原藤兵衛印

小坂又兵衛印

内藤平右衛門印

馬場三郎左衛門内 石川清兵衛印

石丸五左衛門様御内

岡部佐次右衛門殿

蒔田仁右衛門殿

右之通石丸五左衛門様へ書上ゲ申控也

【御船手形】

又清水記に元和六年の秋より御船藏を江尻入江町と片羽とに建られ、關船
 を入玉ひ、御船手役の屋敷をば上原といふに構へられ、細井金兵衛をしてはじめてこの屋敷に
 をらしめ、御船を守らしむ

新風土記曰、神祖ノ御時ハ村松村字三ツ山ト云所ニアリ、元和六庚申年上野原ノ地内字片羽

ト云所ニ御船藏ヲ移サレ、御船手ノ役宅ハ東泉寺ノ薬師堂ノ前字十七通ト云畑是ナリ、此近

キ所ニ馬冷場ト云所アリ、昔神祖ノ御馬ヲ洗ヒシ所ナリト云ト云々

夫より山下彌藏、細井佐次右衛門、馬場三郎左衛門、石丸五左衛門、波邊孫助、中川勘三郎つ

きて彼の役を勤めしが、勘三郎が時より御船手の役をやめられ、元祿九年より駿府町奉行の

預りとなりし由を記せり、又駿府町奉行所の古記、清水御船藏の事を記する條に曰く

古來より中川勘三郎相勤候迄は、水主五十人御附被置候内、組頭四人は一人に二人分宛御切

米御扶持方にて相勤申候故、有人は四十六人にて、四人宛の明キ有之由、然ル處當御役所附

に被仰付候節、直に被仰出、三十人御減少御暇被下候て、廿人は御殘し御附被遊候、右組頭

は四人の内二人御殘し、古來の通御切米御扶持方共一人に二人前宛にて相勤候に付、有人は

十八人にて候、右は一人に付御切米二十俵に一人扶持宛被下候と也

又同書に

元祿十一年寅八月柘植平右衛門、佐久間小左衛門相勤候節、若御老中米倉丹後守殿道中筋御巡見に御通の節、當御城え御越、諸御役人方列座にて、在府佐久間小左衛門え被仰渡候は、清水御船手御潰し被成候段仰被出候、右御船手の内鷺丸御船並御船藏共に其外諸御道具の内御紋付の外は御拂に可致候、吉岡丸並御橋船は追て江戸より御下知可被仰出候由被仰渡候に付、右鷺丸は當御役所に於て御拂に相成候、但入札也、其後從江戸御下知有之、吉岡丸並御橋船共に當地御代官外山小作え相渡し、江戸え相廻り候、御役屋敷建家の儀は、遠州御代官相鹿長兵衛御役屋敷に被下候様に願に付、願の通被下候間、長兵衛方え相渡候、並御船藏屋鋪、御殿屋敷、御役屋敷え附候地の儀は、外山小作え相渡し、御代官支配罷成候、右御船手御潰し被成候段、米倉丹後守殿被仰渡候砌、水主の儀は廿人共に御暇被下候旨被仰渡候に付、此方御役所え呼寄右の段佐久間小左衛門申渡候、右御暇被下候水主の内、組頭二人並前々御減少の水主の内組頭二人、右四人の儀、組頭役をも相勤候者の儀に御座候故、御片付方も可有御座哉と、柘植平右衛門、佐久間小左衛門心懸候内、大原又右衛門御武具奉行也、組同心御附の願相濟申候砌故、右四人の内、後暇被下候組頭兩人共に又右衛門組え御抱入に罷成候、且又

前御減少の組頭兩人の内一人は土屋市之丞組に明キ有之御抱入に被仰付候、殘一人は田地等所持仕候に付清水に百姓仕、引込罷在候由、其外の水主は散々に罷成候由

とあり、又清水記には、元祿十年の八月十一日、江府より米倉丹州上京の時、濱清水を巡檢ありて、御座船をあらためらる、斯て同じき十一月十九日、駿府町奉行角南主馬、土屋市之丞、佐久間小左衛門より、駿府の御代官外山小作へ引渡しになり、時に水主楫とり御暇をたまはり、濱清水番といふを勤む、又同じき十二年の三月八日荻原近江守、林藤五郎巡見ありて、同じき九月晦日關船吉岡丸江戸へ下し、小龍丸、鷺丸は清水片羽の御船藏にて壞よしを記せり、又駿府奉行所の古記に清水御船藏を記す、左の如し

御船藏間數

- | | | | | |
|--------------------------------------|-----|----------------------------------|-----|-----------------------------------|
| 一、御船藏 <small>横九間
長十二間</small> | 一ヶ所 | 一、御船藏 <small>横九間
長十間</small> | 一ヶ所 | 一、御船藏 <small>横二間
長十間</small> |
| 右三ヶ所也 | | | | |
| 一、御船藏水主番所 <small>横二間
長六間</small> | 一ヶ所 | 一、火の見番所 <small>二間</small> | 一ヶ所 | 一、川表番所 <small>横二間
長五間</small> |
| 一、御船藏地物坪數二千五百十七坪一合 | 但外法 | | | |
| 附外北之方長十七間、横十二間余の溝堀有 | | | | |

正行按するに、右いへる御船藏の地名、清水とのみありて、小地名を記さざれば、いづらともわき難けれど、恐らくは片羽の御船藏をいへるなるべし、片羽の御船藏清水中古の繪に、清

水入口の橋より御船藏まで百三十四間御船藏より江尻の橋まで二百七十三間とあり、又同繪圖に、此御船藏の前に小徑あり、其とまりなる右りの角馬場三郎左衛門が屋敷とあり、是則當時御船手屋敷の跡なるべし、此御船藏の跡前に記す清水御殿跡と同じく村老の言傳へを圖して池田氏より送れり、則その圖左の如し（編者曰、圖は口繪に出す）

圖に記す所の御船藏、元祿九年に壞ち、この外南小路屋敷跡、御金藏跡、奉行屋敷跡、其外馬場跡とも、同じ十二年御高入になる由田畑合反別三町二畝十七歩又向島といふにも御船藏、御船手屋敷もありし由にて、延享四年、明和元年とに御高入になるといふ田畑合反別二町二反一畝廿四分又馬冷場といふは神祖の御馬を冷したる所といふ、正行おもふに、此處江尻小芝の城に近ければ、若くは此城の爲に設けし處にはあらざるか

【遊女町】

又清水町に花街のありしことを、清水記に記していふ

慶長十一年丙午正月ヨリ、江戸古城ヲ十倍廣ケ、鎌倉ニ准シテ此年上方ヨリ遊女大勢呼テ遊女町ヲ建、新吉原ト云、江戸繁昌スルニ付テ、西國東海道船ノ出入多キニ依テ、改關所相州三崎、豆州下田ニ船改ノ番所出來ス、コノ頃江戸新吉原又ハ品川ヨリ遊女ノ様ナル女ヲ三崎下田へ呼寄、船宿其外茶屋ナトニ置、遊女ノ躰ニモテナシ、下田ハ田町ナドト云處女アツテ賑フ、此頃清水湊へモ船出入多ク、ケ様ナル女十人計モ下田ヨリ清水へ連參ル、居所ハ和泉

殿、酒井隼人殿、本多佐渡守殿、其外方々濱屋敷近所忍屋ニ居ト云、然ルニ駿城ニハ中將頼宣卿御在城ニテ、家康公同城ニ御隠居被爲遊、駿府清水ノ繁昌日ニ増ニヨツテ、慶長十五年ノ春ヨリ、右見ヘカクレノ女ヲ遊女ノ類ニ仕立、花街出來女郎町ト名付ル、此町へ明暮出入ノ町人萬屋仁右衛門、魚屋傳吉、酒屋久七、清藏、清九郎ナト、云者、女郎町ニ居ル、昔ノ町ハ今ノ磯ナリ、ミノ輪町ト云ハ清水ノ外ナリ、今ハ一ツトナルト云々

かくいへる花街の跡を探るに、今みのわ町といふ町の裏に矢通といふ所、昔遊女の住し所なる由、俚俗のいへり、又この下清水村といふより、初茄子を駿府の御代官所にもていて、御代官所より江府に奉る、此事新風土記にいつの年より始りしといふ事詳ならねど、神祖の府城にいませし時よりの事なるべき由を記せり

【家康と頼宣と清水】

又清水記に、神祖及び頼宣卿、彼の清水御殿、はた三保貝島の濱御殿へ渡らせ玉ひし事を記していはく

慶長十六年辛亥正月、頼將卿駿府八幡宮へ正行按、今八幡村八幡宮ノ事ナルベシ御參詣、安藤帶刀、水野左治右衛門御供、其外近習、用人、諸家中百四人、都合三百餘人、八幡ヨリ久能海道三保明神御參詣、駿府町奉行兩人ノ内井出志摩守、濱清水へ來リテ三ツ山ノ小濱民部預ノ召船ヲ改、小濱民部三保へ御召船ヲ廻ス故、三保ヨリ御船ニテ江尻巴川、高橋、船越川ヨリ上土川澤へ御船

テ着、駿城ニ夜ニ入、五ツ過ニ入玉フ、御供船三艘、小早ト申舟ナリ、其外ハ御供舟三濃輪ヨリ十艘、江尻本郷ヨリ五艘、合役船十五艘出ルト云々(編者曰頼將ハ頼宣ノ前名)、又曰く同年十一月十三日、頼宣卿清水御殿並三ツ山下ノ小濱民部ガ關船川ヘ渡御、小濱民部承テ關船ヲ出シテ三穗ノ貝島ヘ頼宣卿渡御被遊ト云々、又曰

同年十七壬子正月三日、三保大明神ヘ頼宣卿御代參、加納左大夫、清水三ツ山ニ於テ、小濱民部預リノ小早ト申船ニテ三穗ノ島ヘ渡ル但十二挺立ナリ、同貝島ノ御濱御殿ヘモ御用命ニテ、服部兵藏參ル、左太夫モ同船ニテ渡ルト云々、又曰く

同十八癸巳年正月十五日、頼宣卿清水湊ノ御殿ヘ入玉ヒ、三ツ山ヨリ清水湊ヘ關船廻リ、三保ヘ渡御ノ處ニ、東風強吹、浪立ケル故、駿府前城主中村式部少輔ノ海賊方、水主、浪人共獵船ニ飛乘、關船ヲ入海ノ中加茂ノ濱ヘ御着頼宣卿御機嫌不斜、久能道ヨリ駿府御城ニ入セ玉フ、此節中村式部少輔海賊方、水主ノ浪人共、此トキノ働ニテ十一人召出サル、ト云ト云々、又曰く

同年六月十五日頼宣卿清水三ツ山ヨリ御召ノ關船ヲ、吉川ノ川上、矢崎ト申所マデ上ラセラレ、爰ヨリ御船ニ召テ巴川ヲ下リ並木入御、御歸リニハ角田川ノ下、ハタ打川ヘ御召船ヲ入テ、夫ヨリ三保貝島ノ御濱御殿ヘ渡御、駿府ヘ御歸リニハ江尻ノ新宿ハ止シテ三ツ山下ヨリ

直ニ御馬ニ召レ、久能海道ヨリ八幡ヘ御參詣、夜五ツ時駿城ヘ入給フト云々、又曰く

同年七月二日ヨリ頼宣卿仰ニテ、横田ノ川下上土あつちト申所ヨリ、江尻巴川岸ヲ堀ル、家康公此川通ヲ御船ニテ三保貝島ノ御殿ヘ渡御被爲遊ト云、六月十五日城主御船ニ乘被遊候時、淺瀬有之故、可堀ト云ト云々、又曰く

同十九甲寅二月五日、家康公久能海道ヨリ清水三ツ山ノ御關船ニ召レ、貝島ノ御濱御殿エ渡御、還御ニハ元清水ノ御殿ニハ無入、御並木ケ崎ヨリ海船橋ノ川下、七日市場ヨリ駿府迄新道中ヲ御馬ニ被爲召、駿城ヘ還御、本多佐渡守、酒井左衛門、松平幸之助、松平下總守、本多平治良、榊原勝五郎十三才、水野友彌、井伊軍八十七才、阿部備中守、小濱民部等御供、小濱民部ハ海船橋ニテ御暇被下三ツ山ヘ歸ルト云々、又曰く

頼宣卿御一代ハ江府參府シ玉フニ、上下トモニ駿府城下ヘハカ、ラス、清水ヨリ久能街道ヲ經テ、安倍川ヘ御出アリ、川ヲ越玉フトナリ、頼宣卿御一代、東照宮御參詣ナガラ久能海道ヲ往來シ玉フナリト云々

【蓮永寺】

沓谷の郷に、貞松山蓮永寺といふ寺あり日蓮宗一本寺也、此寺日蓮上足の弟子に日持と

いひしが、はじめ庵原郡松野村といふ所に一字をたて、永精寺と唱へし由日持は弘法の爲正應四年唐に渡りし人也云

然るに此寺駿甲鉾楯の時兵火の爲に焼亡されて、その後はた、かりそめなる草の庵を結びてあ

りしを、慶長の頃、賴宣卿の母君なりし養珠院殿の聞かれて、かゝる祖師上足のゆかりある寺のあさまになりしことを、いたく歎かれ、その頃身延に住ける日乾と申僧をして、再び此寺を興さむことを神祖へ乞聞えられしが、元和元年にいたりて、神祖此事をゆるし玉ひ、國府の御城の鬼門に當れる貞松山といふ山を残りなく彼の寺地に下し賜ひ、養珠院殿大且那として、松野村より寺を爰に遷し、新に堂舎を建られしとぞ、蓋し神祖此寺再建の事を許し玉ひしは、元和元年にして、再建の事をへしは元和四年といふ、されば神祖薨御の後、清水の御殿を賜ひ、此寺の客殿と大門を建たると也、又府城の内に鉛御殿と唱へし御殿ありしが、その御殿にて神祖かくれさせ玉ひける、然るに元和二年、將軍家の仰により、かの鉛御殿を此寺に遷し給ひ神祖の世に生存の時、御枕上に建玉ひし御屏風をも此寺に賜ひ、鉛御殿の上段に彼の御屏風を建めぐらし、其内に尊牌を安置し、御廟所となし玉ひし由寺記に見えたり、榊原長俊が書る駿河誌に曰

書院は神祖御他界後御座間を其儘引移したり、七間に八間にて、張付泥引墨繪にして、御上段をはさけて十疊敷也、御床、違棚など昔の儘にて、御位牌を建造、御枕屏風、表裏金に彩色繪小屏風あり、其外雪舟の押繪の屏風、韃人の金屏風、直に此寺へ下されたり、方丈は大久保相模守、三枚橋の城御成御殿を引れたりとて大なる堂也、茅葺にて莫大なり、番神堂も

あり、近頃の回祿に堂塔、什物悉く焦土となる、借しむべし、表門に制札有、寛永年中安藤彌兵衛御朱印の寫の由云傳と云々

又神祖の所持し玉ひしと云陣鐘、陣螺、團扇なども寄附し玉ひしが、日潤といひし僧の住持たりし時、安永三年の正月廿日に隣寺なりし大森山長源院といふ寺より出火し、その火頓て此寺の堂舎にもえつき、一字も残らず回祿し、只災をまぬかれしは御屏風此御屏風一は花鳥の繪、筆者知れず、一は韃人狩獵する所の繪也、是も筆者は知れず、皆いたく損じたりして、近頃頃掛軸となしたる由にて今十二幅あり、是等も久能山の御神寶と同じく、させる事もなき物也、尊ぶべきにや御團扇邊際御紋つく、柄金時繪、紫糸の總つくのみにて、餘は皆灰燼となりぬ、彼の二品は今猶此寺の什寶として存せり、又此寺に養珠院殿逆修の石碑あり、法號は蓮花院殿と記し、はた鎌倉持氏六代之苗裔蔭山長州利廣之息女と彫つけあり、又日遠と申たる僧の書ける碑銘をるりつく、則碑の文を左に記す

竊以性海擬家而千波已動覺山、舉峻而萬行自至、况復精舍建立者妙法興榮之跡基也、起塔供養者衆善奉行之最頂也、爰東照大權現御息紀州亞相源賴宣、水戸黃門源賴房兩卿母公、源持氏六代裔、蔭山長州利廣息女法號蓮華院妙紹日心、嘗歎於日持舊跡將絕、乃發清淨心、自欲再興之移慮興建乎一寺、招僧住持乎三(欠)乎哉、法花所謂是大因緣之智識、涅槃所謂信心清淨之檀越、豈非之耶、令更造立石塔、於此招提之内令部衲記志越於其傍、仍以小偈頌曰

妙故(欠)新、三草紹隆、敬信護法、功德無窮、妙塔石廟、皆成世雄(欠)趣三界、同證圓融

寛永第十一龍集甲戌仲冬良日

身延山第二十二嗣法當山第四世日遠誌之

貞松山蓮永寺住持比丘日尙謹(欠)立之

又頼宣卿國府におはせし時、養珠院殿より、安倍郡北長沼村にて寺領百石をよせらる、然るに頼宣卿紀の國に移り王ひて後は、寺領をやめられて、今養珠院殿の寄附状のみ残り、寄附状の文左の如し

するかの國長沼にて上田百石きしんせしむる物也

けん和四年

見まつ れんゑい寺

やうしゆ院

斯て後、寛永二年秀忠公より境内竹木諸役免許の状を下し賜ふ、則左の如し

駿河國有渡郡沓谷當寺境内竹木諸役等令免許者也

寛永二年九月二日 御朱印

蓮 永 寺

又養珠院殿より此寺一本寺たるべきの文書をよせらる、その文左の如し此古文書紛失せるにはあしか、さみにしれざる由、寺僧のいへば、新風士記に依てしるすするかの國くつのやのかう、三松れんゑいし事は、おなしくに松野の日ち上人のきうせきた

いはにおよひ候ゆゑ、我らこんけんさまより、古の三松けいたいのこらすはいりやういたし候て、かの寺をうつし、ちうこうかいきいたし、すなはち又我らぼたいしよにいたし候、それに付日けん上人をこのみてをもち(編者曰く、もちの脇に本のまゝ註あり)事ながら、身のぶくをんじより、しはいこして、萬事に付少もさしひきあるましく候、此み松れむゑいし事は、一かのほんしと申ことに、我らちうこうかいきいたし候へは、右のきつかひはなき事に候へとも、もしもすゑのよに成りて、いかやうの事に成候はんも、いかやうのいきやくの事候はんもしらざる事にて候へは、ゑいたいのため、ねんを入候て一筆かくのことに候

しようをう元年九月三日 やうしゆ院日心

又神祖より鶴千代殿へ參らせし古文書あまた養珠院殿より寄附の由にて、今に藏せり、その文

左の如し

爲歳暮之祝儀小袖一重到來喜悅候也

十二月廿八日 御判

徳川鶴千代とのへ

爲歳暮祝儀小袖一重到來悅思食候、猶大久保相模守可申候也

極月廿五日

御判

徳川鶴千代とのへ

爲七夕祝儀寺銅五百疋到來、喜思召候、猶

大久保相模守可申候也

七月六日 御判

徳川鶴千代とのへ

爲端午之祝儀、帷子五到來、欣思食候、尙

大久保相模守可申候也

五月二日 御判

徳川鶴千代とのへ

爲端午之祝儀、帷再於到來、悦思食候、猶

大久保相模守可申候也

五月三日 御判

徳川鶴千代とのへ

爲重陽之嘉慶、小袖三到來、欣覺候、猶大

久保相模守可申候也

九月八日 御判

徳川鶴千代とのへ

爲狩場見廻、道服三到來、悦入候、尙大久

保相模守可申候也

閏二月十四日 御判

徳川鶴千代とのへ

爲見廻使者殊密柑一籠到來、悦覺候、委細

大久保相模守可申候也

四月十日 御判

徳川鶴千代とのへ

爲重陽之佳兆、小袖一重到來、歡思食候、

尙大久保相模守可申候也

九月七日 御判

徳川鶴千代とのへ

爲歳暮之祝儀、小袖三到來、悦思召候、委

曲大久保相模守可申候也

十二月十七日 御判

徳川鶴千代とのへ

爲重陽祝儀、小袖一重到來、悦思食候、尙

酒井雅樂頭可申候也

九月十一日

徳川鶴千世とのへ

【長源院】

同じき沓谷の郷、山脇村といへるに、大森山長源院といふ寺あり

禪の曹洞宗にて寺領御朱印

高二十石也 此寺の八世是安禪師といひし、慶長の頃の人にて此寺の中興なり、然るに神祖國府にま

し〜ける時、何處へならせ玉ひし時にかありけん、此寺に立よらせ玉ひ、御腰をかけられ

しに、かの是安、神祖に見參せしが、それをはじめにて、其後いく度も此寺に成せ玉ひ、終に

是安を召れて參禪の師となし玉ひしとぞ、斯てこの寺に御座所をも補理すべきの仰ありしと也

又この寺の大門の前三町斗に石二つを建て、是を丁字關となさしむ 是より此所を小地名立石といふ、此石今は木にかへて石は

寺の庭に有云 又年毎の睦月四日には、國中の法師、祝史等城にまう登りて新年を壽き奉る、かくて

人々まかてぬる後、禪家のともがらに法問をなさしめて聽聞し玉ふ、彼の是安法問の道師助化

七ヶ寺調徒三十箇寺といふ、時に黄昏に及びしかば、神祖是安をもてはやし玉ふまゝに、神祖

御召料の御輿に乘しめ、御紋付の高張をしもへにもたらせ、足輕あまた添て寺に送り歸させ玉

ひしとぞ、その時の御乗物はた御長刀、高張やうのもの、皆寺にとゝめ置たりし、かくて足輕

下部など返し奉らんもいと恐れある事なれど、貧しき小寺に扶助すべきやうもたえてなかりし

かば、あらためて彼等が御奉公を是安より願ひ奉りしと也、斯て本邦江の庄残る所なく此寺に

寄附し玉ふべきの仰ありしかとも、江の庄は御領及び久能山領杯入まじりたるが恐れ多かれば

とて、その事領掌せさりければ、重ねて沓谷の郷の内千石を寄玉ふべきの仰ありけるに、是安

再びいなみ奉りていへらく、乞食分衛は如來の正命食なり、多くの祿をうけ得奉らんは、末の

世に至りて法孫僧等おごりに心のほたされて、法滅のもとひなれば、寺領の事をは強てゆるし

玉はらんと也、かゝりしかばその無欲なる事を、神祖深く御感あつて、大般若經六百卷、兆典

司の畫る十六善神の畫幅此二品此寺十六世覺堂和尙の時焼失せしと云を賜ひ、此寺當國第一の祈願所たるべきとの御錠ありしと也、かくて又沓谷の郷の村長隱居して、山田常賀と申せしが、神祖のみ心にかなひ、日毎に御城に登りて仕へ奉りしが、いたく老かゞまりてければ、仕へを辭し奉る頃、汝の子孫の爲願ひ望む事あらば、汝が心にまかすべうとの仰ありし時、常賀のいらへ奉るやうは、やつかれが菩提所なる沓谷の長源寺は、いたく貧地にて候へば、寺領の御朱印を賜はらんことを乞奉けるに、神祖の御錠に、是安無欲の僧にて、はやくの年、二度まで申つる寺領の事を、強て領掌せざる由をの玉ふ、其時常賀かしこき申事なれど、さきに仰ありしは餘りに君恩のあつきがゆへなり、われらが祠堂地に寄附し置たる地所を、御朱印地になし玉はらば、世にいと辱きことにこそは侍らめと申上げれば、其よし神祖許容し玉ひ、時に佩させ玉へる御印籠てふものを御手づから常賀にとらせ玉ひ、猶汝末の代にいたりて願ひ望むことあらば、是をもていて、願ふべきとの仰ありしと也、この御印籠此寺に藏せる由寺僧のいへり、此寺も安永三年の回祿に古記皆焼失して傳らず、たゞ寺僧の口傳へのみにして寺傳定かならず、又此處を山脇といへることある人の曰く、天正年中神祖國府にいませし時、此寺七世の住持なりし在川禪師といひし識者なりしかば、神祖の御心にかなひ、鷹狩に成せ玉ふ時、しばし此寺に立寄せ玉ひけるが、此寺山のかたきしなりしかば、立寄せ玉ふ毎に、けふも山脇へ行べしなどのたまひしより

終に此處山脇といへる小地名とはなりしと也

【愛宕權現】

同じき沓谷の郷に、俚俗呼て愛宕山といふ山に、愛宕權現をいはひたる社あり、社傳を尋るに、今定かならず、但し新風土記に曰く、

愛宕社ハ此山ノ上ニアリ、坂ヲ登ルコト五町、別當ヲ福壽院ト云、社傳云、元龜元庚午年、神祖山城國愛宕山別當中ノ坊ニ命シテ、愛宕山權現ノ本地佛地藏菩薩ノ像ヲ安置シテ、軍中ノ守護神トス、後天正二甲戌年除地山林ヲ寄ラレテ、此地ニ社ヲ建ツ、其ハジメ祭リシ所ハ、此山ノウチ、今公林ノ中ニ愛宕平トイフ所ナリトイヘリ、此社ノコト林羅山ノ道ノ記ニモミエタリ、此社ノ除地ヲ賜ハリシハ、此村ノ人山田伊右衛門トイフ人ノ先祖ナリ、白山ノ除地長源院ノ御手印モ、此人ノ申シ行シ所ナリト云ト云々

【清水寺】

南安東村小地名瓦場といへるに音羽山清水寺といふ寺あり

眞言古義高野山無量院末寺にて、寺領御朱印

高十石也此寺昔今川家の郎從に、朝比奈丹波守藤原元長と申せし人の宅地なりと云、然るに元長、洛陽東山清水寺の觀世音を信じて此處に一字を建立し、千手千眼の觀世音を安置して、音羽山清水寺の道因法師をして開山となしたる由也、斯て神祖國府の御城にいませし時、しばし此寺にならせ玉ひしが、其頃の住持秀尊といひし、其父の名は傳らねど、神祖の御うちの者の子なりし由、そのうへに秀尊佛の道に深く心を染ければ、神祖の御心にかなひ、數日御前に召れ

又は御軍の御供などにも召ぐせられ、御もの、具の加持をなさしめ玉ひけるに、一大事とおほしき時は、二夜三日、あるは一七日が程斷食をなして加持し參らせしとぞ、秀尊神祖の御前にさぶらふ程は、わが寺の事をば、己が弟子又は出家にあらぬ俗納所等に打まかせて、己れはひたすら行法にのみ心を盡し、世の中の事をば露ばかりも心にとめざりしかば、神祖あはれがり玉ひて、觀世音の堂をはじめ、堂舎盡く修理し玉ひしと也、この修理の時のものなるか、今も此寺の門の軒端なる瓦に、御紋をやきたる二つばかり見えたり、此寺も文政三年に回祿せしかば、神祖の修理し玉ひし堂舎、大方焦土となり、今残れるは門のみなり、又神祖の御佛殿に安置し玉ひたる惠心僧都の作といふ千手觀音の尊像脇士も同じ作なる地藏菩薩、多門天の二尊はた前立の尊像並に戸帳水引打敷てふもの、又幕二張何れも御紋つきなりを添て寄附し玉ふ、かくて元和元年一説二年三月十七日仰によりて入佛供養をなせり、其時供物など神祖よりも備へ玉ひ、且天下泰平、御子孫御繁榮のおほいのり怠るまじきの旨仰玉ふとなり、夫よりして行基の作りし千手觀音の尊像をば、此寺の内佛に安置し、神祖より賜ふ惠心の作りたる千手觀音の尊像を、本堂に安置し奉る由、寺傳にいへり、又元祿年中此寺本堂の戸帳を將軍家より寄附し玉ふ、その帳の裏に左の如く記せり

奉懸駿州府中音羽山清水寺

千手千眼觀自在尊寶前御帳

右爲 大君幕下心中御願如意満足也

元祿九年丙子八月十八日護持院僧祿大僧正隆光敬白

又慶長七年十二月九日、御當家より寺領十石の御朱印を賜ひ、及び山林、竹木諸役を許し玉ひし由寺僧のいへり、又此清水山より青石を出すに、いかなる事にか、昔よりこれを堀取事を禁ず、よてその制狀の類あまた藏すといふ

【大慈悲院】

池田の郷に、圓通山大慈悲院といふ寺あり曹洞宗大谷の郷、大正寺の末、此寺領御朱印、高四石二斗七合也 此

寺の御朱印、慶安元年七月十七日、家光公より下し賜ふといふ、又慶長八年四月五日、長谷川七左衛門より與ふ所の古文書の寫を藏せり、思ふにこれ神祖の仰によりて與ふ所の制狀の寫にもあるべきかなれば、その文を左に記せり

駿州有渡郡之内、池田之郷大慈悲院山林之事、如前々不可相違候、然上はほだ木一本下枝一ツ成ともきり取者有之者、可令成敗候之間、被得其意、堅可有靜謐者也、仍如件

慶長八年卯月五日

長谷川七左衛門判

【本學寺】

同じき處に本學寺といふ寺あり日蓮宗一本寺也、寺領御朱印高六石三斗 此寺いかなるゆえありてか神

祖國府にましくける時、除地を賜ふ、然るに此寺一本寺にして、寺領の御朱印を賜はざるこ

とをいたくなげき、家光公の御時、武藏國池上の木門寺は、此寺の同宗なるをもて、彼の寺の住持の僧をして、さきに神祖より賜ふ所の除地を、御朱印の寺領となし給はらんことを、公に乞奉りしか、願ふまゝに寺領高六石三斗の御朱印を賜ひしといへり

【桃原寺】

國吉田の郷に吉田山桃原寺といふ寺あり禪曹洞宗、武藏國定牧寺末に此寺慶長七年十二月の九日、寺領十五石の御朱印を山城の伏見にして賜ふ、然るに後雲札長老といへるか

住持たりし時、火災にあひ、伽藍悉く焦土となりぬ、其時さきに賜はりし御朱印をも失ひしかば、其由を聞えあげ、れば、その罪をとがめ玉ひ、長老身まかりし後まで、碑名を除却すべきの旨を、遠江の可睡齋へ仰ありしが、其後御代官長谷川七郎左衛門より一方ならぬ御由緒のあれば、終には又御朱印も賜はるべきとの文書を與へ、慶長十四年檢地の時も、さきくの如く境内山林も賜ひしと也、後同じき十九年の二月廿日、此寺の住持をも駿府の御城に召れ、曹洞法問をなさしめて聽聞なし玉ひしに、被の住持の僧も説破の數に加はりしが、其日の本則は桃花語道話にてぞありける、頃しも大坂御出陣まへなりしかば、殊更其時の法戰御感淺からざりしと也、これよりさき、いつの頃にかありし神祖此寺に成せ玉ひしに、折しも桃花の盛りなるを御覽せられて、いたく愛させ玉ふあまりに、東源寺をあらためて桃原寺となすべきとの仰ありしかは、夫よりして今に桃原寺と書るよし、かゝる御由緒のあるをもて、正保四年の二月廿

一日に再び御朱印を下し賜はらんことを、公に願ひ上げ、れば、其時寺領高八石五斗の御朱印並に境内山林をも賜ひし由、寺記に見えたり

【梅蔭寺】

下清水に梅蔭寺といふ寺あり禪臨濟宗、清見寺末此寺或書記に神祖御存の松と唱へし松の有由を記す、然れども今其事を探るに知る者なし、いつの頃にか枯朽たると見えたり

【妙慶寺】

清水中町といふに、妙慶寺といふ寺あり日蓮宗、村松、海長寺の末也此寺天正十四年に御朱印の狀を賜ふ、然れども御書替てふ事を願はざるによて御繼目の御朱印なき也、さきに賜へりし御朱印の文左の如し

當寺中竹木見伐並棟前(編者曰く棟別か)五百四十五文、同屋敷地子田地一段四斗五升の所殊に点役押立諸役等之事□右如前々永不可有相違者也、仍如件

天正十四年八月十四日

御朱印

妙慶寺

【海長寺】

村松の郷に、龍水山海長寺といふ寺あり日蓮宗にて、御朱印の高八石なり、此寺古へは台宗なりしを、康安元年三月廿八日、

日蓮宗に改めたる由なれど、寺記などもあらざれば定かならず、然れども此寺に古き燈籠、神祖此ほとり有、それに峨岳寺と彫附、傍りに天福元年と年號を記しありて、いたく古色なるよし也、御茶碗へ成らせ玉ふ時、此寺御膳所となりし由、その時の物なりとて、御紋付たる御椀一具、御茶碗一つを什寶とせり、其箱の蓋に、天正十二年甲申三月日海上寺十二代蓮華院日應と記しある由

也、かくて寺領の御朱印を賜はりしが、此寺元來は海上寺と號したりしを、御朱印の下し文に海長寺と書て下し玉ふ、されど近き頃まで猶海上寺と唱へしが、寺號のまがはしき由を寺社奉行達のいはるゝによて文政四年より海長寺と改たる由寺僧のいへり、又此寺の門にかく所の額左の如し

海長寺

羅山林道榮爲
駿州有渡郡
村松
從五位下榊原越中守
源朝臣照清書

道榮といへる、道春のはやくの名にも
ありしか、猶たつぬべし

名遠利藤乃記 五

あまのつとものたをいふ

有渡郡

【龍華寺】 村松といふ村の枝村に、妙音寺村といふ村あり、その村に觀富山龍華寺といふ寺あり日蓮宗甲斐國觀富郡本遠寺の末也 此寺の開山日近和尚は、賴宣卿の母君なる養珠院殿にちなみある僧にて或云日近は賴宣卿 紀の國家にて尊敬せられ、終に此寺を造營し、大納言光貞卿の北の方、其異父兄弟也とぞ 父君なりし安宮に因て奏問し、龍華寺といふ勅號の額を賜はりて、寺號とせし由、額は東山院第五の皇子の御筆なりと云、又當寺の鎮守伊勢神明社の神鏡は、日光御門主公辦法親王よりよせられし所にて、東山院の御所用の鏡なりしと、添翰に記しある由、又養珠院殿より寄附の品茶器又屏風やうの物あまた什寶とする也

【久能寺】

矢部村といふに、補陀洛山久能寺といへる寺あり

眞言宗新義にて、洛陽知積院の末也、此寺淺間社の供僧にして

寺領御朱印高百二十五石七斗 此寺もと久能山にありて、觀世音を安置したりしが、永祿十一年武田晴信入道が、庵原彌兵衛に案内させて、久能寺の衆徒等を追て、久能山を城となし、今福淨閑丹波守をして守らしめたりしが、武田家亡びて後、此城廢したりしを、中村式部少輔此國の守護たりし時、久能山は要害の地なればとて、守りを置たりしとぞ、然るに慶長十二年神祖國府の御城を築かせ玉ひし頃、久能山は頗堅固の地なればとて、本多上野介をやりて見せ玉ふに久能寺の衆徒等、往昔の如く此山に觀世音を安置し奉らんことをなげきこたへけるが、神祖の仰に、久能山は國府の要害の地なれば、餘の地にて望むべしとの玉ひしに、一山の衆徒せんぎして、然らば妙音寺の近き邊をと願ひ聞えあげるによりて、則妙音寺久能寺となし玉ひ、寺領御朱印をも賜ひし由、清水記に見ゆ、かゝりしかば、妙音寺は今名のみ残りて、寺はあらざるなり、蓋神祖國府にいませし時、此寺御祈禱所たるべきの仰有、長日の修法となしたる由也はた當時此寺に住ける法師等、神祖のおまへ近く参りて、畏き仰など蒙りしとぞ、又難波の御出陣の時も御祈なすべきの仰あり、猶御陣中よりも御祈の事仰賜ひしかば、一山の法師等丹誠を抽て修法し奉り、結願の御札を衆徒の中に妙樂院一世快辨と聞えたるが、難波にもて至りて捧しが、御軍はて、歸らせ玉ふ後も、天下泰平、國土安穩、武運長久、子孫繁榮の修法、且暮

に怠るまじきの旨仰ありしかば、今にいたりて猶修法怠る事なしといふ、又一とせの中に七十五度の修法神事を、一山の衆徒等の勤行するなかに、彌生の三日桃花會とて、府の淺間の社にて行ふ神事、久能寺の僧徒導師たるべきの旨、神祖の仰ありしによりて、此寺の住持の僧乘輿して、淺間社の階段に至る、時に久能寺一山の衆徒、安倍郡建穗寺の衆徒等、及び諸山の供僧も集ひ來りて神事をなす也、これが外にもあまたの神事行ふによりて、此一山の衆徒等に、七條の素絹、正條の袈裟、乘輿、長柄の傘、令人の裝束及び樂器都て神事の料となすべき武具などまで悉く神祖寄附し玉ふ也、かくて家光公の御時、この神事の器物修理し玉し由也、又此寺に源義經がもてりとして、薄墨と唱ふる笛及び弘法大師の作りたるといふ翁の面を藏せしを、神祖御覽せられ、翁の面をばとどめ置せられ、年をへて又此寺に返し玉ひしと也、又年毎の陸月四日には、久能山の御宮へ蜜柑を献り、年の暮にも同じくだものをたてまつりて拜禮をなし、大神酒などたまはるとなり、思ふに神祖國府にまし、時、正月の四日には國中の法師等の御城に登りて、新年のことぶきをとなへける由、猶その倂なるか(編者曰く、此寺明治になりて鐵舟寺と改稱す)

【石藏院】

安古といへる所に、安古山石藏院といへる寺あり

禪曹洞宗にて、武藏國總寧寺の末也、本尊の地藏尊海中より出

現の石像也、よりにて寺號を石像院と稱ふる由 此寺元和二年、神祖の御なきがらを、久能山に葬りし時、御柩をしばし此

寺に止め奉りしとぞ、又此寺の門の前なる徑の傍に、井出八郎右衛門が墳墓あり、俚俗その墓を大佛といへり墓長五尺程 巾二尺程瘡をやめる者此墓に祈れば、其しるしありと、この墓の銘に曰く

悦奥道念居士 元和二年四月十九日殉

裏の方に

相州高座郡龜井野、井出曾孫山田善庵正當百五十年忌建之干時正徳五年九月 日

井出八郎右衛門は、神祖の御馬の舍人にて、若かりし時より仕へ奉り、御心に叶ひ、終に食録三百石を賜ひしとぞ、かゝりしかば神祖の御柩を久能山におさめ奉りて後、八郎右衛門・畔柳助九郎に語りていへらく、己れ若きより神祖に仕へ奉り、許多の御軍に御馬の口を仕りて、終に御心にかなひ、世にあり難き仰を蒙りし事、實に感激に堪ざる所なり、今は黄泉の御供仕るべしとて、乍殉死せしと也、この寺いかなるゆへにか寺記もあらず、只かゝる事の口傳へに残るのみ也

【大正寺】

大谷の郷瑞現山大正寺といふ寺あり禪曹洞宗安倍郡羽鳥村洞慶寺の末にて、寺領御朱印高三十石也此寺長享元年

に初て開く所といふ、かくて當寺の六世天庵和尚といふ僧の住し頃までは、寺領なともなかりしが、慶長の頃神祖おり、天庵を御城に召れ法問など聞せ玉ひ、あるは此寺に成らせ玉ひし事もありしに依て、寺領を賜はるべきの仰ありけれど、天庵、法師の身なればさる望なき由を

いらへ奉りしに、神祖の仰に汝はさる事なく、よきにあるべけれど、末世の住僧等又汝が如く

【安養寺】

長田の庄、小坂村といふに、楞松山安養寺といふ寺あり禪曹洞宗安倍郡向敷地村徳願寺の末、寺領御朱印

高二十八石、除地三斗四升八合なり此寺はじめ源頼朝公の建立にて、その時の奉行たりし土肥七騎の大將次郎實平と聞えたるが、則此寺の開基なる由寺傳にいへり、然るに天正十一年に諸役を許し及び亂坊

を戒しめ玉ふ所の状を神祖より賜へり、その御文左の如し

駿州有渡郡安養寺領二十貫文並諸末寺如舊規寺中山林見伐殺生禁斷、狼籍其外門前三間國次

人足諸役等免許之事

右如前々領掌不可有相違者也仍如件

天正十一年十月六日

家 康
安養寺 立 徹 長老

又神祖國府の御城にいましける時、甲斐、信濃の法師、祝史等神祖の見參に入んとていて來けるが、彼等は武田方のものどもぞとの仰ありて見參の叶はさりしを、彼の立徹いたく歎き、強て見參を許し玉はらん事を歎訴しければ、頓て見參を許し玉ひ、殊更立徹には御前にして法問をなさしめ聽聞し玉ひしとぞ、かくて己が國々にいにけると也、その後慶長十九年の夏、江湖

興行なすべきの旨仰ありて、米三百俵を寄附し玉ひしとぞ、さてその事にあつからしめ玉ひし人々には、酒井雅樂頭、本多上野介、同佐渡守、松平左衛門太夫、久世三四郎、坂部三十郎、田頭右京、山中彌藏、松平出雲守、松平下總守、藤堂和泉守、成瀬隼人、水野對馬守、土肥大炊頭とぞ聞えたる、かゝるためしによりて、寛永元年の冬頼宣卿より江湖興行をなさしめ、物などよせられしとぞ、又波早の御軍のとき、此寺の住持の僧御供しけると也、此寺に神祖の接玉ひしといふ蜜柑の木、いつもとあり、今に枝葉繁榮して、實を結ふことのさはに多かるよしその味はひの甘きこと、世の常の物と異なる由也、又彼の女徹へ神祖御手つから香爐丈一寸差程時繪渡一寸程、及び香盒三寸組、丈一寸三分差、若松渡一寸程、蒔繪上に同を賜ふ、今に此寺の什寶とする也、又神祖國府にましける時、幾度か此寺にも成せ玉ひ、立徹和尚にはひたすら、御隔心もなく、御城にも召れたる由、此事寺記に見えされば、さだかならねと、かゝる事の口傳へに残る由を寺僧のいへり、思ふに御手接などあれば、成らせ玉ふといふもむべそら言にはあらざるめり

【誓願寺】 丸子の郷に大爐山誓願寺といふ寺あり禪臨濟宗大岩村臨濟寺の末也、寺領御朱印高卅石也 此寺もと源賴朝公の建立せられし由、昔は淨土宗にて、寺領も多くありしを、中古の兵火の爲に焦土となり、其後廢寺となりしを、文益と申せし僧の中興して今の宗旨とはなしたりとぞ、かくて此寺かゝる由緒あればとて、神祖より寺領の御朱印を下し賜ひしとぞ、御朱印の文左の如し

誓願寺 寄附狀

駿河國有渡郡丸子郷の内三十石之事全可寺納並寺中山林竹木等令免除了者守此旨佛事勤行不可有怠慢者也、仍如件

慶長七年十二月十一日

内大臣 御朱印

【柴屋寺】 同じき所に、天柱山柴屋寺といふ寺あり禪臨濟宗、安倍郡大岩村臨濟寺の末にて、寺領御朱印高五石、連歌師宗長の住し柴屋軒則、此寺に文福と唱へる釜ありし釜なれば、しかいへる由、住持の僧のものがたりなり 一つの頃れなりにかありし神祖此寺に立寄せ玉ひ此釜を御覽ぜられ、いたくめでさせ玉ふあまり寺領五石の御朱印を賜ひし由、言傳ふと住持のいへり

【八幡神社】 八幡といへる所に八幡の社あり社領御朱印高二百五十石、且山林及び神主が屋敷諸役免除也、此社の祭神、民部省圖帳に駿河國鳥渡郡久能路八幡推古五所祭應神天皇也云々、風土記には駿河國鳥渡郡八幡岡八幡神社、神護景雲三年九月太宰神主阿曾鷹、五畿七道各置譽田先君宮舎、譽田天皇之舊宮也云々、社傳には、往昔源義家奥州下向の時祭る所の由をいへり此社の神樂所四間及び拜殿四間五 昔神祖五箇國御守護の時、建玉ひしとぞ、又樓門は慶長十八年彦坂九兵衛を奉行とし、中井大和守へ仰せて造らせられしとなり、此時九兵衛神祖の仰を承り、大和守へ傳へし九兵衛自筆の書翰今此社の神主八幡西市が家に藏せり、又此樓門の左に彫める隨身の後に、甲州住人河内石川清助、慶長十八年十一月吉日と彫つけ、又右

りには山城國上京住人櫻井三藏、慶長十八年十月吉日と彫付く、此樓門神祖の建玉ひし時鬼板の瓦に御紋を焼たりしが、明暦二年の大風の爲に悉く地に落て、大方碎たりとぞ、されど當時のものなりとて、御紋をやきたる瓦一つを今猶神主が家に藏せり、又本社神前に葵の御紋を織出たる綿のへりつけし翠簾のいたく古りたるをかく、是なんいつれの時いかなる故によりて寄附し玉ひしかしれざる由神主等のいへり、此社も昔武田家の軍勢亂入せし時、兵火の爲に焼れて、古記大方紛失せしが上に、万治年中神主が文庫回祿せしかば、社記更に亡て傳らず、蓋し天正十一年十一月晦日、御判物の狀を賜ふ、今猶藏せり、其文左の如し

八 幡 大 夫

駿州有渡郡八幡御神領之事

右如先規之不可有相違、彌守此旨社頭修造不可有怠慢之狀如□(編者曰一字不明)

天正十一年十一月晦日 御花押 八 幡 大 夫

神祖江府へ移らせ玉ひ、此國中村式部少輔一氏の守護となりし頃、豊太閤より先規の通たるべきとの令詞を與ふ、かくて再び神祖國府に移らせ玉ひ、慶長七年十二月の八日に、重ねて御朱印の令詞を下し賜ふ、其文左の如し

八 幡 宮 領 寄 附 狀

駿河國有渡郡八幡郷、二百五十四石事、全可社納並宮中山林竹木諸役免許訖者守此旨可抽國家安全之懇祈者也依如件

慶長七年十二月八日

内 大 臣 御 朱 印

又清水記に慶長十七年正月十五日、家康公ヨリ駿府八幡宮エ御代參トシテ酒井爲右衛門、賴宜卿御代參水野藤右衛門ト云々、又同書に、慶長十六年正月十六日、同じき十八年六月十五日同十九年三月十七日、賴宣卿此社に詣て給ひし由を記せり

【草薙神社】

草薙村に草薙の神社と云あり社領御朱印高五十五石也此社本社の祭神日本武尊にして末社十

七字あり、抑天正十八年の六月神祖此社に成せ玉ひしが、折しも神御田の新糺米を參らせしかば、新國忽御手に入しとの御説ありて、いたく喜ばせ玉ひ、今より後新糺米國府の御城に參らすべしとの仰ありしより、年毎の水無月に彼の新糺米を府の御城に奉りけるに、其御祝として青縉一貫文を賜ひしとぞ、又神祖此社の縁起を尋ね玉ひしに、則此御社のおこりを祝史等の悉く聞え上げ、れば、其時神祖の仰に、駒か原此社の四町斗り此社のある原を云といへるは、日本武尊の東夷を征伐の御時、尊駒を放ち秣を飼れし跡なりときくがうへに、尊は正八幡宮の祖父神にまして源家の祖神なれば、武門擁護の棟梁なりとて、御召の料と聞えたる御馬を彼の駒ヶ原に放ち、草を飼玉ふ

に此原の草御馬の爲にいとよく相應したりければ、府の御城にも献るべき由仰ありしによりて年毎の五月五日に駒ヶ原の草二駄宛を、み秣に献るに、則御祝として青縉一貫文を賜ふ。はた其日神主御城に登り、神祖の見参に入しと也、かゝりしかば、神祖かくれさせ玉ひて後、彼の新編米はた駒ヶ原の秣の二種を江府に献りてんやと、奉行所へ寺社奉行をいふなるべし、されど社傳に奉行さのみあれば定かならず聞えけるが、御吉例にはあれど秣は其料として京錢二百文を國府の御城にさ、け、新編米は久能山の御宮に献るべしとの事なりしかしかば、其年よりして年毎に新編米を久能山の御神前に捧げ奉り、今に青縉を賜はると也、又東照宮御神忌及び久能山御宮御修理ありて、正遷座の御時は、此社の神主登山し、御神前へ大神酒献り禮をなすとぞ、又此社は源家の祖神にませばとて、神祖の祈願をなし玉ひしに、其驗ありければ、殊更に尊信し玉ひ、又此社永祿、天正の兵火に焦土となりしを、再び造營あるべきの旨御説ありて、天正十七年の五月より、鈴木太郎左衛門同く惣七郎を奉行となして、本社、幣殿、拜殿、樓門、寶藏、舞臺、神供所、馬留め、鳥居、末社まで造營ありしが、明る年の九月に造營なる、其時の棟札に大日那家康公と書つけある由、本社の箱棟に葵の御紋をつけたり、又向拜の臺股に尉と姥とを彫るは、神祖御子孫御繁營を祈り玉ふの御心なりとの仰ありし由なり、かゝるゆへあるをもて、彼の棟札と尉と姥の彫物、今に神庫にひめ置由也、又社頭にある所の高麗狗並に神器の類及び神主等が服する所の赤袍はた御

93

紋服をも賜ひし故、白川、吉田の兩家へも附屬せざる由也、斯て社頭の大破となりしかば、寛永十三年社頭修理の事を公に願ひければ安倍郡の良材及び黄金をも賜はりて修理せしが、その後寶永四年の地震に、又社悉く破損しければ、再び修理の願を公に聞え上げ、るに、同じき七年三月二十七日に梶四郎兵衛、田中市郎兵衛、川口茂右衛門に仰て、破損のやうを検せしめ玉ひ、同じき五月に御免の奉加といふ事を許し玉ふ、此助力をもて修理せしが或説に今の本社拜殿この時に建るさいふ幾歳をふるまゝに又社頭のいたくあれば天保二年の十月に、社頭修理の願ひを、又公に聞えあげ、るに、同じき十二月の廿二日に、さきの例によりて又奉加といふ事を許し玉ふと也此社の名越の神事は、右大將頼朝公の初められしが、神祖も亦此神丹誠を抽て、執行ふべしとの仰ありて、今上皇帝の御形代の御銚及び、征夷大將軍の御形代のみほことを社頭に納め玉ひしより、年毎の六月十五日には、ニツの御銚御手洗川へ御濱下の御幸あり、御旅ところにて神樂を奏し、終て還行まします由也、又慶長七年十二月の八日に、社領五十石及び山林諸役免除の御朱印の狀並に御朱印の制狀を賜ふ、はたこれよりさき、天正十七年六月十九日に、本多作左衛門より與ふる所の制札あり、この制札と制狀とは社頭に掛るよし、又天正十年の三月神祖駿河の國府より、甲斐國にいたらせ玉ふ御時、此社の神主森民部大輔と申たるが御供に召ぐせられ御刀及び打柄の御鎗御馬具など賜ひ、其後又御扇子御盃なども賜ひしと云、又慶長十六年神

祖及び秀忠公京に登らせ玉ふ時、御道すがら御恙なかるべきのみぬさを献るべきの仰ありしに
より、社傳の目釘竹に扇子箱をへて國府の御城にたてまつる、時に神主等神祖の見參にいらし
めはた賜物ありしとぞ、又寛永十一年家光公京に登らせ玉ひし時も、御稜目釘竹てふ物など府
の御城に捧けたりしかば、さきの如く賜物などもありし由社傳に見えたり

【三保神社】

三保村といへるに三保神社といふあり

祭神、三保津姫命、大己貴尊、末社十六
字、社領御朱印高百六石並鹽畑廿九ヶ所

山林竹木船
三艘役免除

當社は人皇十二代景行天皇の御時、日本武尊の勸請せられし所といふ、神祖駿府に

いませし頃、幾度か三保の浦へ逍遙し玉ひしが、折ふしに此社に立寄せ玉ひしとなり、かく
て社頭修造をなし玉ひしとぞ、然るに寛文八年十一月社近きあたりより出火し、社頭悉く回祿
せし由也、されど神祖の寄附し玉ひし石の燈籠御紋付也今猶社頭に存せり、又慶長七年十二月の十
日に、社領丞に山林竹木等免除の御朱印の狀を賜ふ、その文左の如し

三保大明神領

寄附狀

駿河國有渡郡三保村織戸村別府村百六石之事、全可官納並鹽畑二十九ヶ所、船三艘之役山林
竹木等如前々令免許畢者守此旨可抽國家安全懇祈者也、仍如件

慶長七年十二月十日

内大臣 御朱印

又延寶六年の十一月國府の市尹長田六左衛門、大久保甚兵衛より與ふ所の制札を、神主太田圖
書が家に藏せり、其文左の如し

禁制 駿州有渡郡 三保大明神

於三保神領、不依山林竹木大小、猥伐採之事

右之旨任先規令停止之訖、若違犯之輩於有之者可爲曲事者也

延寶六戊午十一月日

大久保甚兵衛印

長田六左衛門印

太田圖書助殿

神祖此社に詣て玉ふ毎に、圖書が遠祖等見參し奉りしとぞ、今に年毎芒種の節にいたれば、越
瓜を公に献るといふ、こも神祖國府にいませし時よりの例なるべし、又清水記に、慶長十六年
の正月の十六日に、頼宣卿此社に詣て玉ひし由を記し、又明る十七年正月十五日頼宣卿代參と
して加納左太夫と申人の爰に詣て來る由を記せり、又此社に榊原照久が寄附の鐘あり、その銘
に曰く

從二位行内記源姓榊原氏照久、新鑄華鐘、以献納于駿河國御穗神社、於是請民部卿法印道春
作之銘、銘云

駿河之國、御穗之神、廬原占郡、有渡接濱、靈松雖舊、羽衣如新、銀濤萬頃、瑞籬千春
爰命梟氏、以韓鴻鈞、追河可蚤、鳴者作鱗、撞擊必應、聲響皆眞、唯願神聽、乃求祥臻
陰陽不測、幽明是均、苟存敬信、德覃黎民

正保二年乙酉二月吉日

三保神前之鐘

〔稻川主水〕

稻川村といふに、駿府淺間奉幣使稻川主水といふ者あり、昔安倍郡府内淺
間兩社並に富士郡大宮淺間、其外國中の神社へ天下安全の御祈の爲め、大内より奉幣の下りし
が戰國となりて其事やみたるを、今川義元のいたく歎き、再び奉幣使の下らんするやう奏聞に
及びてければ、かの主水が遠祖稻川内膳正及び東流伊織が先祖東流權少輔を奉幣使とし、其餘
北面の武士等をさし下されしより、主水が先祖この邑に居住する由也、斯て天正十一年の十一
晦日に、稻川大夫職の事如先規領掌不可有相違との御判物を賜ひ、其後慶長年中駿府淺間料の
内にて、高百七十七石八斗一升の御朱印の狀を賜ひしとなり、管内膳正が此國に下りし頃は、
戰國の事なれば、年毎に下らむ事のいと安からねば、此國に居住せん事を公に聞えあげれば
彼が願のま、になし玉はりし由主水が家に言傳ふる由也、又神祖今川家に寄寮まし、ける時
初め御供に召具せられし中根彌五郎と申者を、稻川の養子になしたる由、こは其頃稻川氏をの
が職をすて、今川家の從臣の如くありしかば、實は人質の底意にて彌五郎を養子になしたる

由、定かにはあらねど稻川が家に言傳ふ由也

【宇津谷古關】

宇津谷の郷に岩鼻といふ所あり、その邊りに、近き頃新に路を開きて新
坂と稱ふ坂あり、その坂の登り口に關守屋敷とて除地間口四間、奥行三間あり、而して此村に住める江
戸屋團右衛門と申者、昔此所に森縫殿助とて關守のありしが、その子孫なりとて、彼が家に古
きふみを藏せり、その文左の如し

人 改 覺 之 事

- 一、手形可有御改事
 - 一、江戸よりの手形持參無相違可有御通候、但駿府と名付御座候手形を以其元に御座候はゞ
御置可有候、重而手形改之時のために候事
 - 一、飛脚は無手形候共可有御通事
 - 一、我等手形も名前うつつやあらいと御座候はゞさきへ可有御通候事
 - 一、百姓は無相違可有御通事
- 右之通無合点儀御座候はゞ、可被仰越候以上

刀 十一月十一日

彦 九 兵 印

宇津谷 人改御奉行衆

禁 制

- 一、軍勢甲乙人等亂妨狼藉事
- 一、放火事

一、對地下人百姓非分之儀中懸事
右之條々若於違犯之輩は忽可被處罪科者也

天正十七年十二月日 朱印

この二葉の外にもあまた古き文を此家に藏せしが、今より百とせばかりさきにかうやうのもの持たるは、ものゝむつかしき事のいてくる事もあなればとて、大方燒捨たる由也、新風土記に此關は慶長十九年大坂冬御陣の時置玉ひし由を記せり、よて其事を團右衛門に尋ぬるに、いつの頃置玉ひて、いつ廢したる關なるかしらざる由を答ふ

【羽織屋】

宇津谷の驛に羽織屋忠右衛門といふ者あり 天正十八年六月十八日豊太閣の與へられしとて、かみこの道服を藏せり、よて羽織や 織や 云いつの頃にか神祖此家に立寄せ玉ひし時、茶碗及び除地 間口十五間 奥行六間 を賜ひし由にて、今にその茶碗を藏せり、されど、いかなる故ありて賜ひたるか記録などもなければ今知難し、新風土記には、神祖御鷹狩にならせ玉ひし時、此家にしばし息ひ玉ひて、茶碗を賜ふ、所謂濃茶に用ゆべく、甚奇品として賞すべしと云々

【逆川の切石】

新風土記九子の郷を記する中に

此宿ノウチ逆川ト云所、民家ノ傍ニ方二間餘リノ切タル石アリ、其谷川ヨリ官道ノカタハラ東ノ方ノ宿入口ナドニモ大ナル切石幾ラトモナクアリ、是ハ慶長年間駿府ノ御城ヲ築キ賜ヒ

シトキ此所ヨリ石ヲ切出シテ、其大ナルモノ重クシテ持難キガ殘レルナリトイヘリト云々
此事を俚老に尋ねるに、逆河上つ方には、さもと覺ゆる石の數多あれど、この宿の入口などにはさる石のありとしもなき由にて、新風土記の説定かならねど、神祖民の勞をいとひ、はた費をはぶき玉ふ御心より、かゝる事もありしやなと思ふに、豊太閣の大石もて浪花の城を築かれしとは様かはりて、いと有難き事に覺え侍れば、暫く爰に記し置ぬ

【御代官屋敷跡】

又新風土記に

御代官屋鋪跡此宿ノ北ノ方ノ裏ニアリ、慶長年中ヨリ御料所ニシテ、御代官此所ニ住ス、長谷川藤兵衛、内山七兵衛、美濃部五右衛門、近山六左衛門ナド、古キ文書ニ見エタリ、天野助次郎此陣屋ヨリ府ニウツリテヨリ府ノ御代々ノ支配所トナル、延享年中命アリテ、宿ハ駿府町奉行支配トナリ、地方ハ御代官ノ支配トナルト云々

かくいへる御代官屋敷の舊跡をさぐり見るに、今定かにしれ難し

【小坂山】

小坂と云所に小坂山といふ山あり、此山西は益津郡にて高草山とよふ山の東也
新風土記に曰、此山ノ中央ニ朝鮮岩トヨブ大岩アリ、古老傳ニ天年間用宗ノ城ヲ攻ラレシ時此岩ノ上ニ幕ヲ張、陣取シテ城中ヲ見下シ、鐵炮ヲ打シヨリ、城中タマリカネテ落タリシト
言傳フト云ト云々

此事今村老に尋ぬるに、いま猶さ稱ふる盤石はあれど、その邊りに陣取などしたりといふ事知らざる由を答ふ、蓋武徳大成に曰

天正七年勝頼騎士一万六千ヲ率テ駿州ニ出デ、沼津ノ城ヲ築ク、高坂彈正カ子源五郎ヲシテ是ヲ守シメ、北條氏ニ備フ、九月氏政氏康ノ子勝頼ガ駿州ニ出ト聞テ三万余騎ヲ率テ出テ豆州ニ陣ス、勝頼黃瀬川ニ陣ス、日々輕騎ヲ出シテ戰ヲ挑ム、氏政壘ヲ堅シテ戰ハズ、十三日神君諸將ニ告テ曰、吾北條ト相約ス、十七日軍ヲ駿州ニ出サン、遂ニ濱松ヲ發シ、十八日駿州ニ入、軍ヲ進ノテ田中城ヲ左ニシテ海ニ循テ東シテ二山ニ陣ス、酒井忠次軍ヲ瀬戸ニ駐ム、十九日松平甚太郎家忠、牧野新次郎康成ヲシテ持舟ノ城ヲ攻シメテ拔之、一色左京守將三浦兵部ヲ獲タリ、尾崎半平向井伊賀守ヲ斬、火ヲ放チ城ヲ燒テ遂ニ進テ由井倉澤ニ放火スト云々思ふに朝鮮岩に陣取しといふは、恐らくこの時松平家忠、牧野康成等が此岩によりて屯せしなるべし

【用宗古城趾】

又用宗の城跡今城山と稱する也、此城山の頂に、伊賀守向井正重が爲に建る所の碑あり、その文左の如し

伊賀守姓源氏仁木名正重、勢州田丸人 以其居對丸、故人稱曰、向井天正中仕武田勝頼、留守駿州有渡郡用宗城、俸祿一万石許、其子正行同留守、二男兵庫正綱與北條之兵舟戰於駿神原而

有功、勝頼良(編者曰即の誤か)賜感狀、而監舟於清水時東照神君與勝頼相戰數矣、用宗城勝頼之砦也、其城至堅、西被山、北帶泥、東南濱海、要害最善、神君以兵一万來攻圍之出不意、城中俄騷、士卒不知所置、其將有二人、一人三浦兵部某、一人正重也、矢盡力竭共授首、正行同死之、於是神君遂拔之、正綱在清水、缺望不及、其後神君掌握天下、賞有功赦亡命、正綱執謁於神君、初仕有軍功而賜祿二千石、其子忠勝號將監、知戰舟之事、慶長元和兩役奉命將水戰、屢挑鬪奪敵舡、大有軍勞、食俸六千石餘、其子右衛門直宗繼遺跡、尋死弟兵部正公有父風、大猷院殿登庸令繼家業、俸祿千石、大樹御諱(編者曰く家綱)增俸通前二千石、令其子式部正房助父事、初正重自稟勝頼之命盡忠守義而終死之、登時用宗之砦、敵陣近我陣遠、挺然孤城非有援兵、而睥張巡許遠之事可謂勇而義、古曰竭其忠則福祿至矣、信矣、其曾孫干今繁榮也、正方之弟八良兵衛正與今茲受大樹之命、勤番駿州城、偶巡見用宗古蹟、感嗟曾祖正重死干此、因建碑使予作銘、其銘曰

赴々勇士、能當虎口、進不顧身、級何數首、大義斬死、善道是守、今雖喪元、流芳不朽

寛文五年歲次乙巳九月十九日

常州府儒與教諭野壹誌

【御茶屋跡】

用宗古クハ持の郷に、御茶屋跡の屋敷とて、九畝一步の除地あり、其故を

尋ぬるに、神祖三河國より駿府に移り玉ひし時、新助といふ者を御供に召具せられしが、病ふの爲にいとかはなくなりしかば、此處に住居をなしけるが、神祖鷹狩などに成らせ玉ふて、此海邊の道を通らせ玉ふ時は、此家を御小休所となし玉ひ、しばし息ひ玉ふて、御茶など聞し召れけるによりて、彼に除地を賜ひ、則彼が家居を御茶屋々舗と唱たる由也、又この新助が子二人ありて、一人を新右衛門といひ、又一人を源右衛門といひしが、大高新右衛門、同源右衛門と名乗て、紀の國家へ仕ふ田家記に見ゆ一説神祖三河國より駿府に移らせ玉ふ時、源右衛門、新右衛門、新助とて、三人のはらからありしを御供に召具せられしが、源右衛門、新右衛門は紀の國家へ附させられ新助は此處に住居をなしける由也、按ずるに新右衛門、源右衛門の二人、新助の子ならましかば、新助の家は誰がつきたりけん、然らば、はらからさいへる、是にちかがる又昔より年毎の睦月十七日、久能の御宮に椎茸を奉り、拜禮をなすといへり、又彼が家に横田内膳正が與ふる古文書を藏せり、其文左の如し

口 上

其方屋敷二反九畝一步令免許候、殊に御茶屋等立置候間、諸役已下在之間敷候也

慶長四乙亥九月十一日

内膳正村詮花押

用宗 新助殿

按ずるに、慶長四年は此國中村式部少輔一氏の守護の頃にて、横田内膳正と申は、一氏の宗徒の臣なり、然らばこの御茶屋と稱するも、神祖の御茶屋にはあるまじきに似たれど、疑らくは

天正の頃神祖此國におはせし時の行殿などやうになし置かれしを、神祖江府へ移り玉ひし後、中村式部少輔の其儘になし置たるにもあるべきか、又此新助此村の人別にいらすして、己れ一人の人別を府の御代官へ書上る由をいへり

【駒繫ぎの松】

石部の村民に作左衛門といふ者あり、此者の庭に駒繫ぎの松といふあり昔神祖此あたりに成らせ玉ふ時、この松に御馬を繫がせ玉ひし由言傳へり、又作左衛門が遠つおやの八郎右衛門と申せし者、神祖に親しく仕へ奉り又此邊りに成らせ玉ふ時、御供などをも仕りければ、此所を湊と定め玉ふ由の下し文を彼が家に藏せり、文書左の如し

定

一、大御所様、山西御鷹野御成の時節、爲御案内被仰付舳乗候條、爲石部湊干今以後御道具諸荷物積送之宰配可致者也

慶長十四年酉二月

林 隼 人 花押

八郎右衛門

又此家に短冊一葉を藏せり

駒つなぐ松さかへけり八か庭

大納言

この短冊神祖より賜ふ所といふ、新風土記には忠長卿の發句ならんかといへり

【廣野の味知氏】

廣野村に味知瀨兵衛といふ者あり、この瀨兵衛が始祖三浦雅樂助とて今川家に仕へしが、後神祖に仕へ奉り、或時いかなる食類にかありけむ献りしに、其味神祖のおほん口に叶ひければ、味知といふ名字を賜ひし由、かくて年老たるにより、この所に隠居せしが、神祖御鷹狩に成せられし時、彼が家に立寄せ玉ひし由、其時神祖御手づから柿の木を接玉ひし由にて、その柿の名を御袖の下と唱ふ、かゝる事とも彼が家に言傳ふれども家記に見えざれば定かならずと云、されど御袖の下と稱する柿正しく神祖の御手接にもあるべし、さるゆゑは、この柿熟す時、今も味知瀨兵衛自ら久能山御宮別當德音院が方へもて來り、御神前へ献る、又彼が事、安倍郡慈悲尾増善寺の條に出す、合せ見るべし、又彼が家に神祖より賜ひしとて、海北友松が書る山水の畫一、及び時服一つを藏せり、又彼が家の由緒書あり、則左に記す

差上申先祖書之事

駿州廣野村三浦味知

先祖 味知雅樂助

一、權現様御奉公申上、隱居仕候節、駿州廣野村にて屋敷分高十石拜領仕、諸彼御免にて罷在候

雅樂助子 三浦半左衛門

一、權現様御小姓相勤申候

同人次男 三浦新助

一、權現様御奉公申上候、權現様御他界以後紀伊大納言様え被遊御附御奉公申上、大高源右衛門と申候、只今悴大高彌太郎と申候、大納言様え御奉公申上知行七百石取罷在候

同人三男 祖父 味知喜平次

一、權現様へ御目見仕、御奉公申上、拜領屋敷にて病死仕候

喜平次二男 兄 三浦八兵衛

一、曾祖父味知雅樂助從權現様御代官屋敷分高十石拜領仕罷在候、則雅樂助子三浦半左衛門同新助兩子共に御小姓御奉公に被召出候仕合に御座候、故權現様御代は御朱印之御訴訟不申上候、大猷院様御代、諸國之社方へ新御朱印被下置候砌、私親味知藏人江戸寺社御奉行安藤右京亮様、松平出雲守様え由緒書差上御朱印之儀奉願、則江戸御帳に付申候、兩寺社御奉行様被成御意候は、今度々様之並無之候、重而並有之候節可申上由被仰出候、其節は駿府町奉行御支配之剋にて兩御奉行落合小平次様、神保三郎兵衛様よりの証據狀に今所持仕候寫差上申候

一、九年己前子年御代官前古郡文右衛門様御支配之節、私屋敷分除地之儀御朱印所持不仕候に付、御詮議被成、廣野村水帳に右除地之譯分明に相見申候段、由緒書御差添、江戸御勘定御奉行様方へ被遣候處に、由緒書御留置被遊、除地之儀被爲得其意候由、右御勘定御奉行様より御連判之御返札古郡文右衛門様より私申請所持仕寫差上申候

駿州有渡郡廣野村味知十左衛門名跡

元祿十一年寅三月

内山七兵衛様

味知瀨兵衛

この家記のうちに見ゆる新助なる者、後紀の國家へ仕へて源右衛門と申たる由、前條に記す、用宗村新助が兄源右衛門とて紀の國家へ附させられしとあり、彼は二人の名、これは一人前後の名なれば別人なるべけれど、疑らくは何れの家記か誤れるにて、彼の新助が家も味知がゆかりにはあらざるか

【天坪の清泉】

新風土記、川邊村の事を記する中に曰く

此村ノ内ニ天坪トイフ所アリ、其所ニ利兵衛トイヘル者ノ屋鋪ヨリ一ツノ壺ヲ土中ヨリ掘出ス、此ヲ官府ニ獻セシニ名器ナリトテ、御茶壺トナサレ、今ニ宇治ニ遣ハサル、モノ、中ニアリト云傳フ、慶長年中ノ事ナリトイヘリト云々

又此事をさぐるに、利兵衛もいつしかみまかりて、彼が家には孀一人住るのみにて、かゝる事も知らざる由也、但し天坪とよべる所利兵衛が屋敷斗をいふにあらず、此邊りすべて天坪と稱ふる由也、又新風土記に曰

此村ノ民仁兵衛トイヘル者ノ屋鋪ニ清泉アリ神祖ノ御時御茶ノ水ニ召レシトイヘリト云々
此事を尋るに、この仁兵衛も既に死没して、今は仁左衛門といへり、彼が庭に清泉はあれど、神祖の御茶の水にめされし事は知らずといへり、但し當時駿府市尹二人ありし比、泉を茶の水に用ひたりしといふ事の言傳へはありといへり

【七ヶ條古文書十三通】

石田の郷に傳兵衛といふ蒼生あり、彼が家に古文書を藏せり、其寫駿府町奉行所にあるを見るに、往古より何れの家臣の狀と申傳へもなき由記しあれど、その朱印を見るに、正しく福德の御朱印と見えたり、はた此狀の年號天正十七年とあれば疑ふべくもあらず、神祖より下し賜ふ所の令狀なるべし、其文則左に記せり

定

差渡し(編者曰く、朱印の差渡し)の事一寸九分

- 一、御年貢納所事請納之証文明鏡之上者少も於無沙汰は可爲曲事、然者地頭遠路に令居住者、五里中年貢可相届之、但地頭其知行ニ在之者於其所可納之事
- 一、陣夫者二百俵ニ一疋一人宛可出之、荷積者下方升可爲五斗目、扶持米六合、馬、大豆一升宛地頭可出之、於無馬者、牛夫二人可出也、夫免者以請負申一札之内、一反ニ一斗宛引之可相勤事
- 一、百姓屋敷分者百貫文ニ參貫文宛以中田被下之事
- 一、地頭百姓等雇年中二十日宛並代官雇三日宛、爲家別可出之、扶持米右同前事

- 一、四分一者百貫文ニ二人宛可出之事
- 一、請負之御納所大風大水大旱之年者、上中下共ニ以春法可相定、但可爲生初之勤定事

一、竹籾有之者、年中ニ公方へ五十本地頭へ五十木可出之事

右七ヶ條所被定置也、若地以有難澁之儀者、以目安可令言上者也、仍如件

天正十七年七月七日 渡邊彌之助光印

石田(下ヶ札)

駿府町奉行所ニ有之寫附札斯の如し

△ 古來役人書物之由、何れ之家臣申儀者申傳茂無御座旨、駿州有渡郡石田村傳五兵衛三郎右衛門と申者兩人ニテ本紙の義者傳兵衛方ニ所持仕候由申出候

享保年中駿府の市尹へ仰事ありて、本邦にある所の右文書の寫をめしけるが、その時の寫年月をふりしまゝに、今町奉行所にまたくはあらねど、今猶残れるが、中にかゝる令狀の寫十三通あり、今はそのもてる人の名などもかはり、つへしごとくに糺すへかりけれど、その暇のあらされば、まづ暫くそのまゝに左に記し置ぬ

定 (編者曰、福德の御朱印あり)

令狀七ヶ條前に同じよて略す

天正十七年七月七日 大久保治右衛門尉

忠左 奉之

駿州小坂 百姓等△

前同斷

△ 古來役人書物之由、何れの家臣と申儀は申傳も無御座旨、駿州有渡郡小坂村五郎右衛門と申者代々所持仕候由申出候

定 (同前)

令狀七ヶ條前に同じ

天正十七年十一月廿三日伊奈熊藏家次花押

奉之

中野行蓮

高山六郎左衛門との

遠藤 奎 助との

後藤 惣右衛門との

石河 甚左衛門との

前同斷

△ 古來奉行書物之由、何れの家臣と申儀は申傳も無御座旨、此中根行蓮子孫駿州富士郡下小泉村又右衛門と申者代々所持仕候由申出候

定 (同前)

令狀七ヶ條前に同じ

天正十七年十一月廿七日天野三郎兵衛尉

景能 花押

上石田村△

前同斷

△ 古來役人書物之由、何れの家臣と申儀者申傳も無御座旨駿州駿東郡上石田村與右衛門と申者代々所持仕候由申出候

定 (同前)

令狀七箇條前に同じ

天正十七年十二月一日大久保與一郎

忠利 花押

前同斷

△ 古城主書物之由申傳、駿州駿東郡沼津宿十郎左衛門・九郎左衛門と申者兩人持にて本紙の儀は九郎左衛門方に所持仕候由申出候

定 (同前)

令狀七ヶ條前に同じ

天正十七年十一月廿七日天野三郎兵衛尉

景能 花押

前同斷

△ 古城主書物之由申傳、駿州駿東郡木瀬河村九郎兵衛と申者代々所持仕候由申出候

定 (同前)

令狀七箇條前に同じ

天正十七年十一月廿三日 伊奈熊藏

家次 花押

定 (同前)

令狀七ヶ條前に同じ

天正十七年十一月廿七日天野三郎兵衛尉

景能 花押

前同斷

中石田△

△ 秀吉家臣書物之由申傳、駿州駿東郡中石田村多次兵衛と申者代々所持仕候由申出候

定 (同前)

令狀七ヶ條前に同じ

天正十七年七月七日神谷彌五助重勝花押

前同斷

青木之郷△

△ 古來役人書物之由、何れの家臣と申儀は申傳も無御座旨、駿州有渡郡青木村市兵衛と申者代々所持仕候由申出候

定 (同前)

令狀七ヶ條前に同じ

天正十七年七月七日加藤喜助正次花押

前同斷

下當摩村△

△ 古來役人書之由、何れの家臣と申儀は申傳無御座旨駿州益津郡下當摩村七郎兵衛と申者代々所持仕候由申出候

前同断

下郷市右衛門△

奉之

△ 武田家役人書物之由申傳、此下郷市右衛門子孫駿州志太郡子持村市右衛門と申者代々所持仕候由申出候

定 (同前)

令狀七ヶ條前に同じ

七月七日

森河金右衛門秀勝花押

前同断

いけがや村△

△ 古來役人証文之由何れの家臣と申儀は申傳も無御座旨、駿州安倍郡宮中村牛兵衛と申者代々所持仕候由申出候

定 (同前)

令狀七箇條前に同じ

天正十七年十一月廿七日天野三郎兵衛尉

新風土記に、本郡下島村の傳兵衛といふ者、天正十七年七月七日に下し賜ふ福德の御朱印を持つ傳ふ由見えたり、よてさぐるに、前に出す令狀と等しうして、前に記す石田村へ下し賜ふ所と同じく、渡邊彌之助光と名を記し、名の下に黒印を押、宛名は下島とあるを今も傳兵衛が家にもてり、此下島へ賜ふ令狀の寫今町奉行所の文庫になし、恐らく失へるなるべし

前同断

大岡庄△

景能 花押

△ 古城主書物之由申傳駿州駿東沼津宿十左衛門、九郎右衛門と申者兩人持にて本紙の儀は九郎右衛門方に代々所持仕候由申出候

定 (同前)

令狀七ヶ條前に同じ

天正十七年十一月廿七日天野三郎兵衛尉

前同断

泉東方△

景能 花押

△ 今川家書物之由申傳 駿州駿東郡久米田村八郎右衛門と申者代々所持仕候由申出候

【有東の城山】

有東村といふ村に城山とよべるいさ、かなる丘山あり、古城跡の由なれど、何れの年いかなる人の屯せしといふ事知ず、蓋神祖國府の御城にいませし時、有東の城山に栗の苗木を植させ玉ひし事を、八幡の郷なる八幡社のはふりが家にもてる古き文の端に書つくるあり、その文に

一、權現様より栗の種ふせし本ノマへ、八幡へも新宮惣社いな川へも被仰付候其後彦坂九兵衛殿に被仰付、うとうの城山に何方のも御植させ被成候、其苗木のあまり四五本御座候を、屋敷のこさに罷成候、今は一二本きりの事

城山のうちをさぐらするに、それと同じき木絶て見えすといふ、按ずるに前の文にやはたといへるは、今八幡神主八幡西市が家の事なるべし、又新宮といへるは安倍郡府中淺間社の神主新宮將監が家の事なるべし、惣社とは同じく淺間惣社神主大藏が家の事なるべし、いな川といへるは前條に記す淺間社奉幣使稻川主水が家の事なるべし

【南安東の本郷】

府の傳馬町より、下横田といふ所まで、八町が程、もと有渡郡南安東の本郷なりしが、慶長十二年より府内にいりし由にて、今に彼の村の名主與兵衛と申者、下横田に續ける鑄師町といふ町に住て、支郷の清水尻樋泉瓦場の三村の事を沙汰せり、然るに神祖國府にましくける時、與兵衛が遠祖臺所の水夫の役をつとめ、はた年のはごとの御鎊の七

五三繩を調して御城の御門に引はゆる毎に人夫を出せし由、又浪花二度の御軍役をも勤めたるをもて、此村諸役を許し玉ふの下し文を彼が家に藏せしが、はやくの年府内祝融のはこりし時彼の下し文焼失たる由也、されど御陣屋附と唱へ、御吉例なるをもて今も年のはごとにおほん城の鎊の七五三繩を調し、又初筈、初茄子などの新菜を府の御代官より公に奉る時、彼の與兵衛人夫をともしつれて、御代官の邸にいたり、其事を助るよし、此外御代官所の雜事にも、人夫を出すをもて傳馬助郷の諸役をも免除なりといへり

【沓谷の常賀齋】 沓谷郷の蒼生に伊右衛門といふあり、彼が家祖を常賀齋と申たりしが、神祖國府にいませし時、しばし御城に登り駿河の國柄の事など御物語申上ける由又神祖より印籠てふものを下し賜ひし由、然るにこの印籠は山脇の長源院へ寄附せし由、彼が家に言傳ふとぞ、常賀齋の事は、既に長源院の條にもいへり、合せ見るべし

【一里山新田】 新風土記一里山新田の事を記す條に

御茶屋釜ノ段トイフ所アリ、是ハ寛永年中將軍家御上洛ノ時、御茶屋立シ所ナリ、海道記並木ノ内ニアリト云々

此事をさぐるに、江尻宿辻町より、國府の方へ行こと一里にして一里塚あり、この一里塚より少し國府の方なる官道の南の畑の名を釜の段といふ、御茶屋跡の事はいつかたりしか今絶て知がたし

昭和三年五月二日印刷
昭和三年五月三日發行

東海文庫(2)
名遠理曾之記 中卷

定價 金 五十錢

(第三回配本)

編輯者 兼 靜岡市吳服町四丁目十一番地
發行所 靜岡郷土研究會

代表者 橋本 博

印刷者 靜岡市鷹匠町一丁目三十七番地

日比野活版所
代表者 日比野仁作

著作權所有

靜岡市吳服町四丁目十一番地

發行所 靜岡郷土研究會

1851

549
386

